

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
10番	古川	貴敏	11番	河村孝弘
12番	清水	治	13番	若井千尋
14番	若園	五朗	15番	広瀬時男
16番	小川	勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋	礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

9番 広瀬捨男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	広瀬充利
福祉部長	高田薫	都市整備部長	弘岡敏
調整監	渡辺勇人	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	佐藤雅人		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	泉	大 作
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

○議長（若園五朗君） 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、本日は大変お忙しいところ傍聴に来ていただきまして、まことにありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（若園五朗君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

11番 河村孝弘君の発言を許します。

河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） おはようございます。

早朝より傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

それでは、議席番号11番、清流クラブ、河村孝弘です。

議長の許可が出ましたので、これより通告どおり質問に移らせていただきます。

最初に、地域包括ケアについて。

1番目、必要な人材確保の体制、整備はどのように図られているのか。2番目、介護予防生活支援サービスを包括的な支援事業として充実させる考え、あるいは高齢者ニーズをどのように把握するつもりですか。3番目、生活支援コーディネーターや地域包括ケアを本市において、運営体制の確保を市の施策としてどのように考えているのか。

質問内容が1番、2番の2番から最初に都合上させていただきます。よろしく願いいたします。それでは、質問席より質問をいたします。

平成27年度は、介護保険の変革元年です。国は、地方に負担と知恵を求めてきました。地方自治体の福祉施策の姿勢が問われます。これまでの介護保険では、要支援1、2の人は個別給付が行われてきましたが、今後は介護予防日常生活支援総合事業として、市町村の裁量範囲において実施される新たな支援体系になります。これは地方の能力、力量が試される予算の範囲で、いかに知恵を出して市民が満足する福祉事業を進めるかが大きな課題です。

また、介護予防生活支援サービスは、地域資源の開発やネットワークの構築をし、高齢者のニーズと支援サービスをマッチングさせることが必要である。そのためには、生活支援コーディネーターの配置と、地域ケア会議のかかわりが重要となる。さきに全員協議会でも提案された福祉事業所の強化も含めて、これからの地域包括支援センターの機能強化をするには、どの

ように考えているのか。再編されていく新しい介護予防日常生活支援総合事業において、提供されるサービスが多様化することが予想されます。当市において、包括的な支援事業として充実させるような考え、あるいは高齢者ニーズをどのように把握するつもりでしょうか、福祉部長、お聞かせください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） おはようございます。

福祉の変革元年ということで御質問をいただきました。会場にいらっしゃる皆様方を含めて私も含めて、今後この福祉サービスされる側、する側、いずれかになる。そういった年代の方々ばかりかと思えます。

御指摘のとおり、介護予防日常生活支援総合事業については、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民など多様な主体が参画して、また多様なサービスを充実させるということで地域の支え合い体制づくりを推進すると。要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援を可能とすることを目的としておるところでございます。

これを受けて、現在、介護保険を運営いたしますもとす広域連合において、構成市町の行政職員と地域包括支援センターの職員が合同で、新しいサービスについて協議を重ねているところでございます。

特に、地域包括支援センターにつきましては、平成18年度の介護保険制度改革で生まれたものでございます。現在では、介護保険、介護予防のみならず、高齢者のよろず相談の場として重要な役割をしておるところでございます。さらに今後、御指摘のように生活支援コーディネーターといった新たなかかわりも重要となってまいります。そういったところで、今後の高齢者の増加と抱える問題の多様化、1カ所の運営では難しい面も出てまいりました。

そもそも、包括支援センターは、国の指針では中学校区、または人口1万5,000人程度に1カ所ずつ設置するということが望ましいとされております。旧穂積地域だけでなく、介護保険の日常生活圏域というものは、瑞穂市は穂積地域、巢南地域という2地域となっております。そういったところから、旧巢南地域にも拠点整備が必要というふうに考えておるところでございます。

そこで、社会福祉協議会とも協議し、老人福祉センターに地域包括支援センターの分室を立ち上げる構想で検討中でございます。

また、支援事業そのものにつきましては、現在は地域のふれあいサロンやボランティア活動など、地域的資源について洗い出しを行っている段階でございます。具体的な事業の立ち上げに至ってはおりませんが、住民ボランティアの活用を念頭に置いて考えてまいります。

高齢者ニーズの把握につきましては、ことしの1月から2月にかけて、介護保険事業計画及び老人福祉計画策定のために、日常生活ニーズ調査というアンケート調査を行っておりま

す。こちらの対象は65歳以上の瑞穂市民全員でございます。介護保険や介護予防、サービス内容などにつきまして質問をさせていただいております。現在、この調査結果をもとにして、それぞれ計画を立案しているところでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） それでは、2番目に移ります。

これからの団塊の世代が75歳以上になる2025年に備えるとともに、瑞穂市であっても少子・高齢化が進展していきます。超高齢化社会に対応する地域包括ケアシステムの構築を初め、高齢者に限らず、少子化対策などの福祉行政、少子化政策は瑞穂市において、今後は重要な位置づけになると思います。さきの8月19日、全員協議会において、福祉事業の強化、事務所の強化ということで提案がありましたが、これらの福祉は政策立案部門、実務部門という専門性を高めていかないとなりません。そのような視点から、福祉事務所強化であるならば賛同するところであります。

本題になりますが、2025年には3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となります。2025年には、ここにいる議員の皆様はもとより、執行部の皆さんも全員65歳以上になるではありませんか。もう現実に目の前に高齢化というところが、この議場の中でも進んでおります。

基本的には、その高齢化が医療や介護を必要とする人が増加するという観点に基づきますけど、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは対応できないと見込まれます。

具体的には、介護する人材が100万人ほど不足する見通しであり、民間の活力を導入したり、民間とコラボレーションによる人材育成も必要であります。地域において、医療や介護、生活支援サービスの一連のサービスを総合的に提供できる体制を構築する必要があります。要するに、在宅医療、介護、生活支援サービスの連携拠点の整備、地域のさまざまな資源を必要な高齢者につなげる生活支援コーディネーターの配置や、高齢者の健康増進や予防に向けて、ヘルシーロードの整備を始めようとする健康福祉のまちづくりで着手すべきことだと思っております。

その中で、介護人材の確保に対応するため、地域住民や予防や生活支援の担い手とするように意欲的に取り組むことができる体制の整備として、有償ボランティア制度の構築やソーシャルビジネスの積極的な活用展開など、環境整備が今後図られていくべきか、今、考えをお聞かせ願います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 人材の確保の体制整備というところで御質問をいただきました。

地域住民が予防や生活支援の担い手となって支え合う体制の整備につきましては、今回の介護保険制度改正の目指す地域包括ケアシステムの根本と言えます。

国から示されました介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案においては、地域での支え合いのボランティア活動が紹介されているほか、ポイント制によるボランティア活用の例も示されております。また、ボランティアのポイント制につきましては、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能ともされておるところでございます。

こうしたことから、議員御指摘の介護にかかわる人材の確保という点での有償ボランティアにつきましては、地域の住民が地域支援事業にかかわっていく上で、一つの手段と考えております。

ただし、当市におきましては、まずは地域の実情を把握し、地域での支え合いの母体となるような活動をさらに起こすことが先決かと思っております。つまり、市民の皆様方にいきなりボランティアをと呼びかけるのではなく、先に地域での活動集団や拠点づくりをした上で、拡充していくことが現実的と考えるものでございます。

また、参考といたしまして、今年度から瑞穂市地域包括支援センターが高齢者の社会参加、地域貢献を行うとともに、地域での生きがいや健康づくりを推進するための人材養成事業「みずほ生き活きサポータ養成講座」を開設しております。こうした活動も地域に広めながら、人材育成について、先進地の状況も見聞きしながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ソーシャルビジネスの積極的な活用も今後注視していかなければならないというふう考えておるところでございます。この点につきましては、障害者福祉のサービス事業所がモデル的なことになるのではないかと考えております。既に市内には、障害者福祉の事業所6カ所ほどがございますが、こうした中での取り組みがビジネスモデルとして参考になるのではないかと考えておるところでございます。

議員御指摘のこうした環境整備につきましては、国から示された介護予防・日常生活支援総合整備事業のガイドライン案に基づきまして、もとす広域連合と2市1町で各種事業への取り組みにつきまして、介護保険事業計画及び老人福祉計画を策定する場において、検討がされつつあるところでございます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 最後に、高齢化が進めば高齢者の免許保有者の比率も増加していきます。瑞穂市もそうですが、地方は車の保有、利用が当たり前の社会において、バスなどの地方公共交通の利用も減少し続けております。少子・高齢化は、社会保障を含むさまざまな場面で若者が高齢者を支える社会を維持することが非常に難しくなります。

地方公共交通政策は2002年、道路交通法の改正で独占的な立場の交通事業者競争原理を導入し、交通事業者へ参入と退出の規制緩和がありました。この改正では、都市部では企業努力

によるサービスの向上などの利点があり、地方では不採算路線の撤退が進みました。これらの問題を改善するために2006年には道路交通法の改正があり、料金設定、路線設定、車両などが自由になり、デマンド運転が可能になりました。瑞穂市でも、今、みずほバスがやられていると思います。また、過疎地では自家用車のナンバーを用いた有償運送も可能になりました。

さらに、身体的に困難があり、車椅子や介助が必要な方のための交通手段として、非営利団体による福祉有償運送事業が制度化されました。これらを行うためには、地域内の交通事業者等の合意を得ることが条件になり、公共交通会議や有償運送運営協議会を設置することになっております。

最近では、国民の自立した日常生活の確保、社会生活の確保という生活交通という言葉や交通権という言葉を使います。

瑞穂市では、今後は高齢化とともにひとり暮らしの高齢者がふえます。ことしの3月31日の統計では、65歳以上のひとり暮らしの高齢者は1,056人もいらっしゃいます。瑞穂市が福祉事業の強化、地域包括支援センターを充実させ、瑞穂市の高齢福祉を充実させるのであれば、公共交通の維持だけでなく、公共交通に乗れない人の移動の確保として、さらには移動目的を通院とか買い物だけに限定した施策ではなく、みずからの意思で自由に行動できる環境を目的とする生活交通としての福祉行政が責務ではないでしょうか。

現時点では、障害者要支援、介護者の交通手段として、福祉有償運送である福祉タクシー、介護保険タクシー、これらはNPO法人、非営利団体による取り組みで、生活支援コーディネーターや地域包括ケアと市の施策として、今後、交通網について、市のほうはどのようにお考えでしょうかお聞かせください。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 生活交通としての福祉行政の責務という指摘をいただいたところですが、まさしくこの問題につきましては、全国各地の市町村が頭を痛めている問題と考えております。

介護保険事業計画・老人福祉計画策定のための日常生活圏域アンケート調査の中でも、どのようなサービスがあったらよいかという質問に対しまして、高齢者の方々から最も多かった答えが通院のための交通手段を支援してくれるサービスということでございました。

また、こうした結果を踏まえまして、介護保険事業計画策定委員会におきましては、ボランティアやNPO法人などによる移送サービスについて、検討が必要というふうに行っているところでございます。

ただ、自動車を使った移送サービスにつきましては、交通事故や運転手の確保という問題が常について回ります。慎重に考えていかなければならないとは思いますが、もとす広域と2市1町がこれから検討いたします設定の範囲内で移送サービスをしてくれるところがあれば、そ

の利用について考えてまいります。

また、このような多様な主体、多様なサービスという観点から、これらをコーディネートする、調整するという人材が大変必要になると考えております。地域包括ケアシステムでは、そのキーマンとして生活支援コーディネーターの位置づけがなされておるところでございます。この位置づけについて、今後重要な問題であるというふうに考えております。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 福祉部長のお考え、ありがとうございました。

結論が結局出ていないまま、やりますよということだけに思われますが、これは市長に質問というか、お聞きしたいんですけど、現状で地域包括ケアというとマクロ的な考えの話ですが、現状での各病院施設における点、充実ももちろんすることながら、それをリンクして相互利用の利便性の向上を図るために、福祉有償輸送をNPO、非営利団体含めて、それについて市として実行されていくものか。来年度、平成27年度、瑞穂市の福祉元年としてスタートされるかどうかということをお聞かせください。

また、これを実行するためには、長期的スパンで市の運営等を考えていかなきゃいけないと思われますが、それも市長として今後の見通しを含め、お聞かせください。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 河村議員のほうから、介護保険の改革元年ということで御質問をいただいております。

せっかくの機会でございますので、瑞穂市の高齢者の実態等々も少しお話をさせていただきます。

現在、瑞穂市の人口は5万3,000人を超えております。その中で65歳以上の人口は、8月末現在でもう完全に1万人を超えました。高齢化率も19%、まだ去年は17%ぐらいでございましたが、それが現在19%を超えて1万人を超えました。その中の75歳以上の、いわゆる後期高齢者が、きのう、おとついで、さきおとついで、土・日・月と3日間、市内のいろんなところで敬老会がございました。私、何か所もお邪魔をして挨拶を申し上げてきたところでございます。75歳を超えられた方が1万人の中で4,242人、現在一番新しい数字でございます。こういった形で、瑞穂市も確実に高齢化が進んでおります。今、河村議員からお話がありましたように、独居の高齢者65歳以上はもう1,000人以上ですから、1,000世帯を超えておることは間違いないわけでございます。

また、老々世帯、65歳以上の老人夫婦の御世帯が、これまた2,000世帯以上を超えておる。本当に独居等を含めまして3,000世帯、やはり人口が多うございます。結構市内にあるわけでございます。

そんな中におきまして、この介護保険制度の改革元年ということで今御質問いただいております。せっかくの機会でございますので、この介護保険制度、ちょうど平成12年度よりこの介護保険制度が始まったわけでございます、旧本巢郡の7町村としましては、この新しい制度をどのように進めていこうかというところで話し合いをいたしました。やはり保険料を初めとしまして、この事務の効率化、またサービスの均衡化、余り7町村が違わないように、そんなところから旧本巢郡7町村としましては広域連合を設立して、そしてこの新しい介護保険制度を進めていこうというところで、平成11年の下半期から各町村から事務局を町村会のほうへ出しまして、そして12年度の介護保険制度に取り組んできたところでございます。

それから、ちょうど今5期目で、3年が1期でございます。この平成26年度で5期目が終わろうとしております。いよいよ来年から6期目に入りまして、そんなところから広域連合におきましても、この6期目の計画を今練っておるところでございます。当初の広域連合の介護保険料は平均1カ月2,728円でございます。現在、この5期目の保険料が4,794円でございますので、来年度からの6期目ではもう5,000円を超えることは間違いがないわけでございます。平成12年度のもとす広域連合の予算は20億でございますが、この26年度の予算は61億円、介護保険だけで3倍の予算。同じく国のほうにおきましても、そのとおりでございます。この介護保険が本当にどんどんと上がっております。

御案内のように、この介護保険は、皆さん御承知と思いますが、保険料は国が25%持つわけでございます。そして、県と市町村が4分の1です。ですから、国が4分の2、県と市町村で4分の1、4分の1を見ますから5割は公が見るわけでございます。そして、1号保険者でございます65歳以上の全ての方が21%の保険料、そして、2号保険者は40歳から64歳までの現役の方が29%でございます。ですから、大きく言いますと、国と県と市町村で5割、そして65歳以上の人が2割、そして40歳から64歳までの現役が3割、これが介護保険制度のあれでございます。これが先ほど申しました本巢郡でも約3倍でございます、もとす広域連合でも3倍の予算が15年間でなっております。

国のほうにおきましては、先般8月末に平成27年度の新年度予算、それぞれの省庁から予算がまず上がってまいりました。それが年金、医療、介護、福祉、これだけで31兆円の概算要求でございます。大体来年度予算は100兆を超えると。そこの中の実質は75兆円でございます。25兆円は赤字国債の分でございます、実質75兆円の中で、年金、医療、介護、福祉で31兆円を超える。

特に、介護保険のふえ方も大きいわけでありまして、27年度がとてこれ以上、社会保障と税の一体改革、それによりまして消費税が5%から8%、そして8%から10%、来年の10月ということで、もう法律で決めております。実施するかどうかはわかりませんが、決めております。これをやらなくては、もうとても国の財政がもたないというところでございます。そう

いう中におきましての介護保険の改革元年、これまで介護支援の1、2は完全に介護保険のほうで見ておりましたが、それを支援の1、2を地域包括ケア、市町村でそのことに当たりなさいよと、こういうことで大きく変えてきたわけでございます。

そんな中におきまして、河村議員が今いろいろと御質問をいただいておりますのでございます。私のほうから、その質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今言いました生活交通の確保と申しますか、福祉行政としましての責務ということではありますが、公共交通の整備はまちづくりの土台であるとも言われております。これから訪れる超高齢化社会に向けまして、市民が移動する権利と言われております市民の交通権の保障というのが今後の課題になってくると考えられます。

公共交通や地域交通の役割は、買い物や通院など、人々の外出を支えていることに違いありません。人々が生きがいを持って交流したり、学びの場に参加したりするために重要な役割を担っております。福祉政策と交通政策を一体で考えまして、進めていかなければまちづくりはできません。市民の日常生活活動の土台に交通権の確保があります。公共交通や地域交通という土台がなくなると、地域で暮らし、人々の安全と安心は保障されません。そのような趣旨からも、障害者、要支援者、要介護者の交通手段の確保としての福祉政策は、河村議員の御質問のとおり、生活支援コーディネーターが個々の実情に合った多様なサービスを提供できる仕組みづくりが必要でございます。

このような趣旨の観点からの移動手段として、福祉タクシーやNPO法人などによる移送サービスがスムーズに提供できる体制が必要でありまして、さらに構築していく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

市長、ということは、この介護を含めて、今後、一番私が考えているところは予防から入り、有償福祉タクシーを含めて、いわゆる基本的には予防イコール自分自身の足で動ける、自分の知能低下を抑えるというところに観点を置いたところでの有償福祉タクシーを含めての提案になっておりますが、市長、今お答えのように、今後その施策を進めていかれるという返答でよろしいでしょうか、市長お願いします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） このことにつきまして、実はもとす広域連合のほうでも十分練っております。広域連合として大きな違いのないように、しっかりとそれぞれの市町が実際やっていくわけでございますけれども、その中で、よそに恥じないような政策をしっかりと立案しながら、この事業に取り組んでまいりたい、このように思っておりますのでよろしくお願いを申し

上げて答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） ありがとうございます。

市長のほうは、そこまで言っていたのであれば、今後、27年度福祉元年というところで、市長を含めて今後現実性を帯びた話として承っております。

これにて、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（若園五朗君） 11番 河村孝弘君の質問を終わります。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 議席番号7番 広瀬武雄でございます。

本日は、大勢の皆様にご傍聴いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下3点の項目につきまして質問をさせていただきます。

その第1点目は、市民参画協働のまちづくりについて、2番目は男女共同参画基本計画と推進条例について、3番目が学校給食の民間委託について、以上3点でございますが、詳細につきましては質問席より質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま申し上げました1番目の市民参画協働のまちづくりについて質問をさせていただきます。

既に御存じのとおり、まちづくり基本条例は平成24年4月1日に施行されておりました、以来2年半が経過しております。その基本条例ができます前と、できました後の間における変化、すなわち何が前進できたのか、この辺のところをまずもって答弁を求めたいと思います。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員のまちづくり基本条例、協働のまちづくりの御質問にお答えをいたします。

地方分権の進展に伴い、地域のことは地域で考え、地域で決めていくということは今さら私が申し上げるまでもございません。瑞穂市においても、合併時には予測できないようなことが起きています。地方自治体の果たすべき役割は変遷してきており、これからのまちづくりは市民やコミュニティーなど、主体的にかかわることがこれまで以上に求められる時代になりました。その結果、それぞれの市町の独自性も目立つようになっていきます。

市民、議会、行政がより主体的にまちづくりにかかわっていくためのそれぞれの役割や基本的なルールを定めたものが、議員御指摘の24年度に施行しましたまちづくり基本条例であり、本市の基本理念に当たるものとされています。

条例を施行しまして2年半が経過しましたが、市政運営においては、市民参画、市民協働というキーワードを市民への情報共有、参画推進、協働推進という3つのポイントとして行政運営を進めてまいりました。

具体的には何が進展したかということですが、これまで行政だけで実施してきたイベントを公募の市民が企画運営して実行した合併10周年記念事業を初め、パブリックコメント制度を推進し、さまざまな案件について市民から意見を求める取り組みや行政報告会、審議会などの会議録の公開、公募委員の拡充など、これまでどちらかといえば市民には開かれていなかった情報や仕組みを市民に公開し、市民とともに行政運営を進めていくというスタイルが市民、行政ともに着実に根づきつつあるという実感をしています。

こうした地道な取り組みの繰り返しと、それぞれ主体性のあるまちづくりにかかわる意識が変わっていくことがまちづくりそのものの前進であったというふうに考えておりますので、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまの答弁から推察いたしますと、合併10周年記念事業が代表的なまちづくり基本条例が策定されてからの大変な成果であったというふうに理解させていただいたわけですが、私も個人的にはその辺は同感でございまして、今後とも行政のみならず市民と一緒に頑張ってまちづくりの推進に尽力していかなければならないと考えているところでございます。

そこで、市民参加による協働のまちづくりを推進するために、まちづくり基本条例推進委員会なるものが24年7月に改選されまして新たにスタートし、24年度3回、25年度3回、その間、部会も5回開催され、25年10月には審議会等についてという提言がまとめられまして、25年11月に市長に提出され、これを受け市長はまちづくり推進という視点のみならず、行政改革の視点から審議会等の改革について、行政改革推進委員会に諮問書を提出されました。

そして、その意見を求め、そちらから答申を受けられまして、結果的には市としてそのガイドラインを設けられたということでございますが、このまちづくり基本条例推進委員会の評価についてどのようにお考えいただいているのか、簡潔に答弁を求めます。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） まちづくり基本条例推進委員会につきましては、まちづくり基本条例に規定した市の附属機関であり、まちづくり推進に関する重要な事項を審議していただく組織というふうに位置づけています。

この組織の活動につきましては、議員が先ほども申されました平成24年度の設置時より、まちづくり推進に関する調査・研究・審議に取り組んでいただきました。その中で、推進委員会

がそもそも果たすべき役割について議論をしていただき、本会議以外にも部会を数回にわたり開き、瑞穂市のまちづくりについて必要なことをテーマとした勉強会など、精力的に取り組んでいただけたということで高く評価し、感謝と敬意を持っております。

その成果としましても、先ほど議員の御質問の中にごございました平成25年11月には、まちづくり推進に係る提言書というような形で、市民参画の手段の一つである審議会のあり方についてまとめられました。提言をいただき、今年度、市のほうでは審議会等に関する改革を実施できたということで、その具体的な成果としてもあらわれています。

推進委員会の今後につきましては、さらなるまちづくりの推進のために、どのような取り組みが必要であるかというようなことを中心に御審議をいただき、具体的なプランにつなげていけるよう協力を要請していくような予定をしております。よろしくお願いをいたします。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの答弁にありますとおりでございますが、推進委員会の会議録なるものを十分に読み尽くしましたところ、一、二点疑問点が出ておりますので、その点につきまして御質問を申し上げたいと思います。

その第1点は、基本条例第10章、第21条の1項に、推進委員会は、市長の諮問に応じ、重要事項について審議し、市長に答申するものとしますと。こういうふうになっているわけですが、会議録を読んでみますと、審議委員の皆さん方も、市長からの諮問がないではないかというような御議論がなされていたようでございます。

そこで、この21条の第1項は、やはり市長の諮問に応じて、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議するとなっております。過ぎ去りました審議委員会ではございますが、何ゆえに市長からの諮問がなかったのか、その辺のところの考え方を伺いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） じゃあ、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

このまちづくり基本条例を策定した折に、策定委員の中から、私たちの位置づけは今後どのような形で担保してもらえるかというお話がございました。その中で、このまちづくり基本条例を推進する上において、今後さらにステップアップするような場面が想定できる。と言いますのは、この条例を動かす上において、当然他の条例、いわゆる住民投票条例とか、まちづくり参画基本条例とか、そういったものが派生的に出てくるんじゃないかというような御意見もありました。そういった折には、この審議会にもって諮問をして、御検討をしていただきたいという趣旨で設けたものでございますが、じゃあ諮問がなければ何もできないのかということがございまして、実はこの21条の3項に、ちょっと読ませていただきますと、推進委員会は、

市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては市長に提案するものとしますといった条文を設けました。この条文が先ほども森部長が回答しましたように、審議会のあり方について検討してはどうかというような発案になったわけですが、ですから、諮問がなくても今の推進委員会が自発的にまちづくりを監視する機能を持たせております。ですから、21条全体の中では、諮問はなくても、まちづくりに資する御提案とか御意見等を賜れるような仕組みが担保されておりますので、それでもって運営されております。

今後、じゃあ毎年ないかとなると、必要が生じれば、市長より諮問をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いします。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ただいまの副市長からの答弁は、確かに推進委員会の中でも同じような質問が出ておまして、同じような答弁をなされておられます。

しかしながら、今後の課題としてこれは非常に重要なことだなというようなことも含めての質問ということになりますが、やはりこの推進委員会の委員長ですら、第1項が原則になるのであり、諮問ありきであるという発言をしておられます。

また、その中で、審議会が信用されていないというような会議録にもなっておりまして、皆さん方が随分御苦労されて、今、副市長から御答弁のありました21条第3項で何とか提言をつくり上げられたんだなあという実感が湧いたわけですが、この後につきましては、ぜひともその辺のところをもう一度よくお考えの上、今後のまちづくりの推進委員会に諮問していただくものが何なのかということをお検討されることを要望しておきます。

2点目といたしましては、基本条例の重要なポイントは、やはり今お話に出ましたように、協働の情報の共有、それから参画、それから協働という大きく3つに分かれておるわけですが、その中の結果的には参画の部分だけ御審議されたわけですが、何ゆえにあとの2項目、すなわち協働と情報の共有という部分に審議が及ばないのか、あるいは及ばなかったのか、その辺のアンバランスはいかがお考えなのかというような部分につきましても非常に疑問を持っておるところでございます。本来であれば、同一期間内、約2年間の推進委員会の審議でございましたが、その中で、この3項目が同時にやはり審議されるべきであると、かように思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） この審議会、私も開催されるたびに出席をさせていただきまして、意見等を述べさせていただいております。

まちづくり基本条例の理念をいかに市民に普遍的に周知させるかというのが当初の命題でござ

ございました。その中で、やっぱり情報の提供のあり方についても、さまざま発言の中には御意見もいただいております。そうした経緯を踏まえて、ホームページの見直しとか、広報のあり方なんかも行政内部では検討をして、少しずつではありますが進んできておまして、ただ、私の感覚的に申し上げますと、その審議会等に出席をさせていただいておりますと、非常に発言が多い審議会です。本当にこんなことを言うては失礼ですけども、うちから提案したことについて御意見ございませんかと言っても、なかなか出ない審議会もややあるように思うわけですが、このまちづくりに関する審議会においては、本当に活発な御意見をいただいております。その中で、取捨選択して行政に反映できるものについては反映をしておるつもりでございまして、確かに今御指摘のように、三位一体の中で情報共有というのは大きなウエートを占めておりますので、行政報告会、あるいは議会においては、議会報告会もなされるようになった経緯も踏まえますと、これはやはりまちづくり基本条例の制定によって派生的にできた仕組みだというふうに考えておるわけですが、今後はさらに情報共有ができますように市のホームページ、あるいは報告会も1年に1回という形じゃなくて、回も重ねながらやっていきたいというふうに思っております。

これが少しずつ進展をしておる。私は職員として37年間公務員生活を行ったわけですが、その中でも振り返れば、本当にこのまちづくり基本条例ができ上がった段階で、相当、いわゆる市民の御意見を拝聴できる仕組みができたということを感じておりますので、少しずつではありますが、浸透しているということをお話し申し上げまして、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） もう1点確認をさせていただきますが、まちづくりの関係でアンケートをとられておるわけですが、その結果報告を見ますと、全体的にやはりこのまちづくり基本条例があることすらなかなか知られていないと。全体で8.2%という大変低い数字でございました。この辺を捉えまして、この辺の市民に対する啓蒙活動を今後どのようにされていくのか、この辺も含めて御答弁を求めたいと思います。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 今後のまちづくりの推進ということです。

先ほど議員からも御指摘の情報共有、それから協働のあり方についても、この2年半という実績が出てきておりますので、今後ともこのあたりについても検討をして、市長より諮問があれば審議をしていただくというふうに考えています。

また、先ほどのアンケートの結果、全体のまちづくり基本条例の認識度というのが8.2%ということで、知られていないということもございます。今後につきましては、今年度より策定

に着手しております第2次総合計画へ市民の皆さんへの参画を大きな取り組みにしています。市の将来計画に市民がかかわっていただく機会を用意して、市民からの意見をよく反映されるまちづくりに進めていきたいというふうに考えています。

ただし、市民の方々にとって、こうした政策に参加するということが負担になってはいけないという側面もありますので、市民がこういった計画に自然に参加できるような風土づくりを行い、さまざまな参画機会を提供しながら、市としてよく検討を進めてまいりたいと考えています。

これ以外の推進については、市の施策におきましても、先ほど来出ております情報共有、市民参画、市民協働、やっぱりこの3つを基本として行政運営に努めてまいりますので、御理解とお力添えをいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） この項目の最後の質問をさせていただきますが、ただいまの答弁と重なる部分もあるかもわかりませんが、今後この基本条例に基づいてどのようなまちづくりを推進していかれるつもりなのかという項目を通告しておりますが、既に今の御答弁の中からおおよそのところは掌握できたところがございますが、もう1点それに関連いたしまして、やはりまちづくりを推進していく上には、当行政側にもまちづくりについての専門性が必要な部署、これらが必要ではないかと、こういう考え方を持ち合わせているところがございますが、例えばの話でございますが、まちづくり推進課なるものを設置するお考えはないのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 実は、議会サイドからも、組織改革の御提案をいただいたときがございまして、その中でも、やはり市民にわかりやすい課ということでありますと、そういった名称の課があれば、そこへ行けばいろんなことがわかるんだなというようなイメージも湧くわけでございます。ネーミングというのは非常に重いわけございまして、市の姿勢としてそういった部署を設けるということについては非常に好ましいことかなというふうに思いますが、いわゆる今喫緊の課題としては、福祉施策を27年4月1日から市のほうでやっていかなきゃならないというのがまずありますので、そこがまずポイントになってくると思いますが、一方では、やはりまちづくりを推進する部署というのを明らかにしていくということも視野に入れながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

福祉施策もまちづくりの一環でございますが、ぜひともまちづくりにつきましても、専門的な部署を可能であれば設けていただきながら、さらなる推進をお願いしたいと思っております。

協働のまちづくりというものを進めるに当たりましては、何と申しましても協働のまちづくりに対する市民意識の醸成、先ほど来御答弁にもありますが、この辺を図ることが重要であり、かつ地域づくり活動に対する主体性、あるいは柔軟性、専門性を尊重する行政の支援がなければなかなか成り立たないと。地域と行政が地域づくりの方向性について、その思いを共有することが大変重要な課題ではないかと思っております。

協働のまちづくりの推進に当たりましては、行政が一丸となって取り組むことが大変望まれるところでございまして、協働のまちづくりのプロジェクトチーム等を設置すると、各部署が強固に連携して取り組むことができる組織体制、あるいは職員みずからが地域づくりのために積極的にかかわることができる体制を今後構築されていかれることを御提案申し上げまして、この項目の質問を終わりたいと思っております。

次に、2項目めでございますが、男女共同参画基本計画とその推進条例について質問をさせていただきます。

1999年6月に男女共同参画社会基本法が施行されて以来、はや15年たっております。この間、国が2020年までに指導的地位にある女性の割合を30%程度にふやすとする目標を掲げまして、各方面での女性活用が進展してまいりました。

政府が今年度6月にまとめた新たな国の成長戦略の柱にも、女性の活躍促進策が盛り込まれておりまして、国と地方自治体、あるいは企業に対して、この実現に向けた目標設定や実施計画の策定の検討を進めることを求めてきております。

最近では、新聞、テレビで御存じのように、安倍総理も含めまして女性の輝く社会に向けて、先般12日に国際シンポジウムも開催されているところでございまして、全国的にもこの女性に対する意識の醸成が相当深まってきていることは事実でございます。

そのような中、瑞穂市におきましては、男女共同参画基本計画が平成22年3月に策定されまして、その思いを実現するために、男女共同参画推進条例が同年12月に制定されております。

また、23年4月1日からは、それらが施行されている状況下でありまして、特に瑞穂市におきましては、若い世代の男女においてどのような変化が起きてきているのか、またワーク・ライフ・バランスなど、どんな変化が起きてきているのか。瑞穂市の状況とか、あるいは岐阜県、あるいは全国の傾向等々について御存じであればお答えいただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の男女共同参画の推進の御質問にお答えをいたします。

このところ、国においては、議員の御質問の中にもございました女性の活躍する社会、女性

が輝く社会を成長戦略に向けた柱としています。女性の活躍する現状を把握し、目標を持ち推進するための行動計画を策定する法整備がなされようとしています。

男女共同参画については、先ほど来、平成11年度に協働参画社会基本法の公布があり、翌年に基本計画の策定があり、国・県・市が取り組んできました。その現状報告が、ことしの通常国会に提出された男女共同参画社会の形成状況の報告になります。その中で、変わり行く男性の仕事と暮らしという中から要点だけを報告しますと、先ほどございましたワーク・ライフ・バランスの観点からは、高齢化や未婚化によって単独世帯が増加し、世帯当たりの人員も減少しているが、独身女性においては結婚に利点があるというように考える割合がふえ、希望する子供の数にも増加の兆しが見られるということ。共働きの夫婦では、男性が家事関連へ従事する日と時間とも増加している。就業状況では、男性が建設業、製造業への就業者が減少し、女性は、医療、福祉などの成長産業への就職者が増加している。20歳代、30歳代の夫婦で、妻が勤めている割合がふえている。この理由は、女性の就業に関する意識では、若い年齢層ほど肯定的であるというふうに書かれています。

次に、男女における意識調査では、男性に比べて女性が幸福度、生活満足度が高い。妻が専業主婦の場合は、妻の幸福度は高いが、逆に夫の幸福度は低いというような報告になっています。

今後については、男性の就業を取り巻く状況が大きく変化している中、女性の就業することがふえると予想され、男女とも女性の就業を肯定的に考え、若い世代では男女の家事の役割分担に関する意識の差がなくなってきたということです。男性の就業時間や家事関連時間には大きな変化が見られないことから、家事関連活動には男性の意識ばかりではなく、男性の働き方、家事関連に関して、女性の意識も重要な要素であるとしています。

さて、当市においては、昨年12月にアンケートを行い、ことしの5月に報告書としてまとめましたが、前回のアンケートと比較できる項目が少ないためはっきりと断言できるものではありませんが、例えば夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという項目では12.4%から5.66%と激減しています。また、女性は子供ができてからも仕事を続けるほうがいいという考えには22.9%から26.3%と上昇しています。このようなことから、国の報告と当市においても同様な傾向であると考えています。男女共同参画の意識は、確実に一步一步向上しているということだと思います。

また、この報告書には、定年を迎えた60歳代以降の人は、第2の人生の時間が非常に長いと感じているというような報告もあったり、男女共同参画ばかりの資料ではなく、総合計画や福祉計画、健康計画、防災などにもこの報告書は活用できると考えますので、分析して庁舎内で共有したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

ただいまの答弁を聞いておりますと、大変いろいろな意味で変化が出てきていると、こういうふうに認識したところでございます。

さて、県内におきましても、あるいは全国的にも、男女共同参画宣言を行う自治体が大変ふえてきております。近辺では、大垣市が17年3月、各務原市が17年9月に男女共同参画宣言を行っているところでございますが、瑞穂市の特色を考えますと、大変若い世代が多いこともありまして、女性の社会的地位向上のため、市民、また行政が一体となって指導・啓発することが重要ではないかと考えるところでございます。

当市におきましても、非核平和宣言などをしていただいているところでございますが、それと同様な趣旨、あるいは意義で、先駆的に男女共同参画都市宣言を行うべきではないかと、かように思うわけでございますが、その辺の考え方の御答弁を求めます。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 男女共同参画の取り組みは、全国的にも15年以上前から取り組んで、当市においても、おくれればながら21年度に基本計画を策定し、推進してきたところです。

県内では、先ほど言われました各務原市、大垣市の2市が宣言をしているところですが、議員の御指摘の宣言というのは、内閣府とタイアップとした補助事業でもあり、宣言にふさわしいだけの指標とか成果が求められてきます。御提案の趣旨はよく理解しておりますが、宣言と実績が伴わないということもありますので、まだ当市においては難しいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） 大変難しいところを何とかするのが、結果的には努力という結果が出てくるのではないかと思いますので、早期には申しませんが、ぜひひとつ他市町におくれをとらないように、あるいは市民の啓発という意味合いからも、ぜひともその辺のところの御推進をよろしく願いしておきたいと思っております。

また、男女共同参画には、やはり職場における役割も非常に大きく影響することは御存じのとおりでございます。

例えばちょっと調べますと、九州の福岡市に御存じのとおりめんたいこで有名な「ふくや」というお店があるんでございますが、あそこらあたりは現在でも女性管理職の比率が27%、2018年度までには30%以上にするという目標を掲げております。

また、福岡市役所におきましては、現在15.7%だそうでございますが、2018年までには、やはり20%以上にするという宣言をしております。

そこでお尋ねいたしますが、瑞穂市役所における女性管理職の登用などを含めまして、現状はどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（若園五郎君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 御質問の瑞穂市役所における女性職員の管理職への登用ということでございますが、先般の報道では、指導的立場の女性登用という面で、岐阜県は全国で最下位という報道もされました。

また、別の報道では、従業員300人以上の企業においては、管理職への昇進を希望する男性が6割、女性は1割ということで、女性のその理由としては、仕事と家庭の両立が難しいというのが一番でございます。

当市においても、女性議員の割合が11.1%、市役所の女性管理職の割合は、本当に申しわけないことですが、3.2%と低調です。これからの年代の女性職員には可能性を持った職員が多くなりますので、上昇するというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

まだまだ他の市町、あるいは他の県と比べますと、当岐阜県も瑞穂市も非常に低い数字であるということかと思えます。

次にお尋ねいたしますが、全国的にも女性は社会の多数派でありながら、ただいまの答弁にもありますように、地方政治や行政に女性の意見がまだまだ十分に反映されていないのが現状ではないかと思えます。瑞穂市にありましても同様でありまして、女性の地方自治に対する参加、あるいは意識をより高め、女性の提言を市政に生かすために、女性の模擬議会、現在子ども議会がありますが、女性の模擬議会を毎年1回開催することを提案させていただきます。

また、女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりを育成し、支援するなど、専門的に女性に関することを担う女性対策室などを設置する考えはあるかどうか、この辺を含めての御答弁を求めます。

○議長（若園五郎君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） ただいまの女性模擬議会、女性対策室ということですが、男女がお互いにその人権を尊重し、責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができるという社会が男女共同参画の目指すところでありまして。女性が輝く社会とは、企業などで管理職登用などで輝くこともありますが、そんなことではなく、そのようにかかわりのない女性にあっても、地域において輝く能力を引き出すということも大切でございます。そのような観点から、御質問の女性模擬議会、女性対策室の設置ということの必要性だというふうに理解をしておりますが、現在のところ、そのようなことは考えていないとい

うことをお答えさせていただきますが、先ほど来御質問にもお答えしておりますよう、男女共同参画というのは地道な活動であり、成果も捉えにくく時間がかかります。一つ一つ確実に推進していくことを考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

結果的には、私の提案についてはなかなか難しいということのような答弁でございますが、やはり最近でも報道されておりますように、やはり数値目標なども掲げて女性の登用をするというようなことも一案かと思えますし、先ほど来のまちづくりの話と同様、行政側におきましても、ぜひともひとつひろんな形で、そのような特別な課とか室を設けていただくことが今後の推進に大いに役立っていくんではないかと思えますし、私ども議会といたしましても、議会基本条例等々の中身も十分理解いたしますと、やはり一緒になってまちづくり、あるいは男女共同参画に貢献していかなければならないと、かように思っているところでございます。

次に、3番目の質問に入らせていただきます。

学校給食の民間委託についてお尋ねをさせていただきます。

御存じのとおり、学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資し、また国民の食生活の改善に寄与することを目的といたしまして、学校教育活動の一環として実施されていることは御存じのとおりでございます。

しかし、給食開始時代に比べますと、児童・生徒の体位は相当向上しておりますし、一部におきましては、その目的は達成されたという人さえ出ているのが昨今の現状ではないかと思えます。そういう中にありまして、大分前になりますが、さきの臨時行政調査会でもこのことが議論、あるいは論議され、学校給食の民営化について、文科省に対し勧告がなされました。

文科省は、都道府県にその運営のあり方について通達を出しまして、学校給食は学校教育の活動の一環であるけれども、その地域の実情や学校の実態に合った適切な方法によって運営することといった内容でございました。現状のまま直営とするか、あるいは民間委託するか判断は、各市町の自主的判断に任せられたというところでございますけれども、この件について本市瑞穂市の教育委員会はどのような判断を持っているか。また、直営と民営の場合の利害得失をどう見ているか。さらに、この問題について、関係者と十分話し合う考えはあるのか等々、まずもってお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問について、お答えをいたします。

学校給食事業におきましては、調理業務のほか、物資の調達、配送、食器洗浄、施設管理などさまざまな業務がありますが、現在、瑞穂市においては、配送業務のみ長期継続契約にて民

間委託をしております。調理業務、物資の購入、食器洗浄などは直営で行っております。

また、県内の学校給食事業における外部委託の状況を説明させていただきますと、調理業務におきましては、自校で調理場を設けている単独校型の調理場では、140校中27校の19%が外部委託をしております。当市のような共同型の調理場は68カ所ありまして、そのうちの11カ所、16%が外部委託をしている状況となっております。

県下では、調理業務の委託は余り外部に委託していない状況です。ちなみに、配送業務においては、67カ所中32カ所と47%が外部委託しております。およそ半数の調理場が配送を外部委託している状況となっております。

そこで質問にありました、昭和60年に当時文部省が学校給食業務の運営の合理化ということで、地域の実情に応じて、パートタイム職員の活用とか共同調理場方式、民間委託等の方法により人件費等の経常経費の適正化を図る必要があるという通達が出されており、民間委託も学校給食運営の合理化を図る一つの手段となっております。

当市も、民間委託につきましては、平成19年、給食センター建設当時、運営方針として、配送、調理業務を株式会社みずほ公共サービスに委託する方向、つまり民間委託する方向で検討しておりました。

ただ、当時、調理業務の委託につきましては、委託ではなく労働者派遣ということで、労働者派遣法の適用により、派遣職員となる調理員の派遣期間が制限されてしまうという問題が浮上しまして、調理業務の委託を断念し、配送のみの民間委託をした経緯があります。

その後、現在に至るまで調理業務については直営で行っております。現在においても、調理業務の民間委託については、派遣法の問題だけでなく、慎重な立場をとっているのが現状であります。

ということで、直営と民営との利害得失ということもお尋ねのようですけれども、近年の学校給食は、食育、それからアレルギー、それから異物対応など、児童・生徒の給食環境が大きく変わっている中、食の安全・安心ということを最優先で取り組んでいかなければなりません。

特に、給食に携わる調理員については、何千食という安全で安心な食事を制限時間内につくらなければならないという、それなりの経験と熟練が要求されております。

その点、今の瑞穂市の場合は、平成19年の給食センター立ち上げの時点から、経験とノウハウを積んだ熟練の正規職員10名が班長・副班長として補助の調理員24名を従え、4つのグループに分かれ、食材の下処理、調理、食缶、コンテナへの詰め込み、洗浄など迅速にこなしております。

また、毎日その日の調理について、グループで反省点を踏まえ、今後の調理の工夫や給食の質の向上を求めてミーティングを欠かさず行っております。そうした調理員の経験と熟練という点を考えると、公会計での民間委託は、単年度、もしくは長期継続でも最長3年しか委託で

きない状況を考えると、調理員の定着が難しく、長期に勤務して経験を積むということも困難となるので、慎重にならざるを得ないというのが状況です。

しかし、先ほど議員も言われたように、学校給食運営の合理化を図る一つ的手段として、調理業務においても、例えば調理の補助職員の部分だけ民間委託するとか、調理業務以外の食器の洗浄だけ外部委託するとか、委託するにしても検討していかなければならないと考えております。そのためにも、今後、調査・研究が必要であると考えております。以上で答弁を終わります。

〔7番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

なかなか民営化とは言うものの、全部を民営化するのはなかなか難しいんじゃないかという内容の答弁ではなかったかと思います。

今の答弁の中にもありましたように、ぜひともできるところから民営化していく。特に、今の正規職員は別としまして、パート職員のところなどはその辺がメリット・デメリットの実態を調査して検討し、速やかに学校給食を民間に委託する方向で検討されるべきと考えるところでございます。

この学校給食の直営で始めたのが、当初は全国的にも全ての学校給食は直営でございましたが、そもそもそれはなぜかと言うと、民間企業で行うべきものを不安と不信を理由づけにしまして直営化したという言われ方もしております。しかしながら、時代の移り変わりの中で、その後、民間企業に委託すれば質が低下し、衛生上にも問題があると言われていたものが、それは一方的な行政側の不信であり、偏見によるものではないかというような言われ方もしております。したがって、今、どこの民間企業であっても、その経営能力、あるいは技術、信頼関係等は行政側が過去に抱いていたよりも、感覚的に数段まさっていると、このように考えざるを得ません。

先ほど答弁の中にもありましたが、既に他の一部の市町村でも民間委託を行っておりますので、そのメリット、デメリットの実態を再度調査し、検討されることを提案しておきたいと思っております。

なお、広域連合の大和園の食堂におきましても、私が広域連合議会の議員の時代に同様の質問をいたしましたところ、大和園の厨房は前向きに民間委託を検討しているという答弁をいただいているところでございまして、連合長が前にいらっしゃいますので、その辺は間違いのないというところではございますが、その辺、市長の一言、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 広瀬議員から、給食センターの民営化についてどのように考えておるか

と、こういう御質問をいただいております。それぞれ教育次長のほうからお答えをさせていただきました。

実は、私ちょうど25年前の平成2年に巢南町長を就任しまして、2年目に全く給食センターの建てかえをしなくてははいけない。そんな中から、給食センターを丸きり民営化する、全くの民営化ということで打ち出しまして、相当な議論をさせていただきました。その当時は、まだまだそういう時代でございましたので、相当な反発もございました。市内にチラシだけでも12回出しました。

けれども、私としましては、中学校、小学校、幼稚園、保育園全ての保護者に説明会もさせていただきまして、最終決断をさせていただいて、しないということにしたわけですが、これも民営化しますと、はっきり申し上げて、用地を買わなくて、建物を建てなくて、人の配置も考えなくてよい。これを行わずにいますと、子供1人当たりの給食費は確実に1,000円を超えます。はっきり言います、毎日の給食費が。ですから、民営化すれば本当に安く上がるし、民営化でやってもいいというところもございまして、給食の関係の、今は民間はどんどん進んでおります。

けれども、やはり親さんとしては、どうしてもやっぱり市内の顔の見える形の給食センターという要望が強くて、そこへ持ってきてやっぱり労働組合、また資材を納入する関連、いろんなところからの相当な反発がございまして、これは断念せざるを得なかったわけでございます。

今の時代、それから25年たっております、ちょいちょい全国でも民営化がされておるところがあります。そういう中での御質問でございまして、時代はそういうことに来ておりますが、瑞穂市としまして、何と言いましても合併をしまして、この2年、3年目に統合しまして、そして、旧巢南のほうでは平成6年に給食センターをドライ方式でやっております。それもなくて統合して、瑞穂市の給食センターとして今推進をしておりますので、ここで民営化というのは、なかなか難しいというのが本当の話でございます。

御指摘がありますように、今お答えを申し上げたように、搬送業務に対しましては民営化をさせていただいております。こういったことにおきましては、今後、給食運営委員会等々もございまして、いろんなところにも相談しながら、少しでも経費の削減できることはしっかり取り組んでまいりたい、そのように思いますが、現在、今すぐには民営化は考えておりませんが、そういうふうで、いろんな議論していかなくては、議員御指摘のありましたいろんなことがあろうかと思っております。そういったことについては、しっかりと議論をしていきたいなど、こんなように思っております。よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○7番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

今すぐには難しいけれども、今後検討していく課題であるというような御答弁だったかと思
います。ぜひともひとつ教育委員会のほうにおかれましても、皆様方と関係者とその都度都度
この課題を取り上げながら、経費節減にもつながるといふ面を前面に押し出しながら、民営化
の問題を消すことなく、引き続き持続していただくことを御期待申し上げまして、私の
質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（若園五朗君） 7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩をします。10時50分に再開します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時52分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。

また、早朝からたくさんの方に傍聴していただきまして、本当にありがとうございます。

1点目の項目は、3歳未満児の待機児童解消についてであります。2点目が新しい福祉事務
所の組織について、3点目が国民健康保険の税率改正とその後の運営状況について、以上で
ございます。

まず最初に、3歳未満児待機児童の解消について質問をいたします。たくさん項目があり
ますので一括のところもあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、市内在住の3歳未満児の子供の数、それから市立、あるいはもう一方は私立等
に行っている未満児の数、それと平成24年、25年、26年の待機児童の児童数、年度当初、ある
いは中間でも結構ですけど、両方お願ひしたいと思ひます。

そして、3点目が昨年度12月20日でございますけれども、第12回教育委員会定例会の資料に
よると、正職、あるいは補助職、これは調理員、あるいは用務員と思ひますけれども、199名。
それから入所がゼロから5歳児が1,135名、平成25年度申し込み者数が1,214名ということで、
当時の時点によりますと75名の増であると。その中で、幼児支援課長は、正職、保育士の不足
により保育所の機能が果たせなくおそれがあると。不足分を正職採用で賄えばよいのですが、
現在のところ申し込みはありませんと述べられております。したがって、教育委員会として、
その解消に向けてどのような話し合いがされたのか。そして、市長部局等のほうにどのような
意見書等をつけられたのか。まずこの3点について質問し、あとについては質問席からいたし

ます。よろしく申し上げます。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

市内在住の3歳未満児の数ですけれども、26年3月31日現在で、ゼロ歳児が586名、1歳児609名、2歳児が624名で合わせて1,819名となっております。

それから、市立保育所・私立保育所への入所している未満児数ですが、市立保育所については26年4月1日現在で、ゼロ歳児9名、1歳児62名、2歳児82名ということで、市立保育所については153名、それから清流みずほ保育園、私立ですが、合計で65名、おひさま保育園が合計28名、広域入所については6名ということで、全体で252名となっております。

それから、待機児童の数ですが、平成24年4月1日についてはゼロでした。それが、年度途中になるとふえてくるということで、平成24年10月には18名となっております。25年になりますと、4月1日で8名、10月には18名、それから平成26年4月1日が27名、7月には32名と年度途中で待機児童がふえるという傾向にあります。

それから、昨年度の第12回教育委員会定例会の中で、正職、補助職員の数希望どおりの数が採用できていないということで、保育所の機能が果たせなくなると課長が答弁したことに対して、教育委員会ではその後、入所児童数の増加を図るためには保育士の確保が必要であるということで、正規職員の増員は条例定数の問題があるため、補助職員の雇用条件の改善を企画部と協議し、増額賃金の改正を行いました。正規職員は定数条例で決められておりますので、その数よりはたくさん超えては雇えないということで、その分を補助職員に求めたいということで、昨年度、増額賃金の改正をしていただきましたので、今年度、受け入れ体制として採用を進めてきたところであります。

平成26年度4月1日の状況は、補助職の保育士3名が新規採用できましたが、前日の3月31日に14名の補助職が退職しておりまして、加配保育士が少ない状況で開始しております。最低基準によります保育士の配置は正職員にて確保していますが、現在は支援を要する児童が保育所に長時間いるため、市が単独で配置する加配保育士を補助職員にて確保しています。配属をしないとクラスが安全に運営できない状況があることから、職員を多く採用しなければならない最大の要因となっております。それに加えて、年度途中で、当然ながら産前・産後育児休業をとる職員や、家庭の事情により退職する職員もいますので、職員数としては年度途中で減員となる事案が多いのが現実となっております。

そこで、補助職員の確保のため、幼児教育学部を構える東海地方の大学の就職部を訪問して、瑞穂市の保育士が確保できていない状況を説明して、保育士資格を有する方と瑞穂市の仲介を大学にお願いに回っております。

また、先日、内閣府の地方分権改革に係る提案募集にて、国が示す一定基準の研修課程を受

講した者を保育支援員、仮称ですが、保育支援員と位置づけて、早朝、夕方の原則的な保育時間以外の時間帯において、保育士とみなして保育業務に携わることができるよう、配置基準の定数内への算入ができるよう要望しておりました。この案については、厚生労働省の判断では対応不可であると内閣府を通して1次回答がありました。保育士が確保できない状況の中で、少しでも保育できる環境を確保したいため要望したものであります。

年内に策定予定の保育士確保プランにて、さらなる保育士確保の対策を講じると内閣府より回答をもらいましたが、対象となるのは民間保育事業者であると思われます。以上で、3点の答弁を終わります。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） これを受けてですけれども、平成26年度の一般会計の予算書の中ですけれども、保育所費の内訳を見た場合に、臨時保育士の賃金が昨年度より6,600万ふえて2億5,600万、それから保育士派遣委託料が逆に980万減って4,000万、任期つき保育士の管理費は昨年ゼロでしたが、新しく項目を設けて1,000万、それから正職保育士の人件費は約1,000万近く減額され、5億円ということになっております。

この予算については、本当にこれは待機児童の解消に向けたものなのか。これがまず疑問になりますし、まずこの査定されたときの職員数と平成26年4月1日現在の正職、あるいは補助職、そういった職員の数をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 平成26年度の当初予算における職員数ですが、保育士が93名、任期つき保育士が3名、補助保育士が91名、派遣保育士が13名であります。26年4月1日現在の職員数は、正職員が92名、補助職員が68名、それから任期つき保育士が1名、派遣保育士が1名でありました。育児休業保育士は13名になります。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 予算書の中で、例えば臨時保育士が今のお話ですと93名ということですが、資料を見ますと91になっておるわけですね。それから、保育士の派遣委託料、これは13名、任期つきは3名とあるんですけれども、要は次年度の解消に向けた予算だというふうに思うんですね。それが4月1日時点で、補助職員93名の予算と言いましたけど、68名しかいないんだね。職員は90か92でほとんど正職は変わっていませんけれども、当然待機児童が発生することは間違いないですよ。これをどう思いますか。

待機児童の解消に向けて予算化してやってきた中で、4月から始まって臨時の補助職員が68名しかおらんということだね。83名見えたのが68名しか見えない、15名減っていくんですよ。

明らかに待機児童解消になっていないんですよ。どういうことをやっているんですか、どう思われますか。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今、議員のおっしゃられるとおり、年度当初で補助職員が91名、それから派遣で13名というふうに予定していたところが、実際には補助職員が68名、派遣が1名しか採用されていないということで、待機児童の解消、それ以前の現状の保育業務に今支障を来しているという状況となっています。この状況では、待機児童を受け入れる状況ではないというのが実情です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） それを受けて、また6月といいますか、補正で本田第2保育所、それから別府保育所、ここを整備しながら待機児童27名を受け入れると言っておるわけですね。そして、補助職員を10名確保してやると言っておるんですよ、この状況はどうなっていますか。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 当初、待機児童が27名発生しているということで、それに向けて別府保育所の部屋を変えて対応するというのと、本田第2保育所の未満児室にまだ余裕があるということで、その調理室を改修して待機児童27名を解消したいということで補正をさせていただきました。

部屋の対応については8月いっぱいに対応できたんですけども、実際の補助職員が確保できたかと言われれば、確保できておりません。

ただ、4月から補助職員の採用は行っておりまして、4月から9月までで一応13名の補助職員は採用できました。これも、当初予算の中で保育士の増額賃金を入れさせていただいた成果で13人ふえたんだなということは思っておりますが、それでも今足りない保育士、補助職員、現状の保育士が足りない分を埋めただけで、まだ埋め切っていませんけれども、待機児童の分についてはまだ確保されております。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） いろいろ努力をされておるわけですけども、補助職員が13名ふえたという話でありますけれども、要は、最終的に現在補助職員等は何名になっておるのか、あわせて待機児童は何名いるか。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 補助職員は現在71名、それから派遣職員もこの間3名ふえております。それから、今月ですけども、補助職員3名の面接を行うことになっておりますので、順

次保育士については、これから採用できていけるものと思っております。

それから、待機児童については現在32名になっております。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 当初予算で93名の補助職員、それから6月の補正で10名ということで、百数名の補助職員等を確保する必要があるという中で、現在73名しかいないというふうに解釈しておきますよ、いいですね。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 補助職員の足りない分は派遣職員で対応するということになっておりますので、その分も含めてということになります。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五郎君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 私、思うには、教育長さんにお尋ねしたいんですけども、当初予算から補正からいろいろやって、補助職員等の待遇、あるいは人を集めるということで予算をどんどん入れておるわけですけども、これは本当にお金を使えるのかなということが心配になってくると、待機児童が現在32名ということ。当初より多くなるというんですよ。これは本当に真剣に考えているのかという疑問を抱くところであります。

質問がたくさんございますので次に進みますけれども、そこで、私のほうから提案的なことを含めた話をしていきたいというふうに思いますけれども、3歳未満児の解消については、全国各自治体でいろいろ取り組み、知恵を出しながら政策を行って、ゼロとなったところ、こういう自治体がございます。

近隣、名古屋市では2011年、2012年の2年連続で最悪であったが、平成26年4月1日現在、待機児童ゼロ、京都市ゼロなどがあります。当市においても、ゼロ解消に向けた政策に取り組んでいると思われるが、先進地へ出向き、取り組み状況等の把握をしているかということについて疑問を抱くところであります。

第1点にまず聞きますけれども、3歳保育の未実施の保育所が市内の中に3保育所がございますけれども、以前にもお話ししたように、給食特区をつくって受け入れたらどうかという話をしました。次長の答弁の中では、検討してやるというお話ですけども、特区にするには申請をして、年3回か4回申請を受け付ける期間があります。そこで、すぐ3カ月後にはもう答えが返ってくるんですよ。そういうことをなされていたのかお尋ねします。

○議長（若園五郎君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 給食特区については、議会の中で答弁させていただいたとおりでありますが、その中で、現在給食が最高7,000食つくれるという中で、現在6,700ぐらい実際にはつくっ

ているわけです。そういう中で、未満児の分もつくるといふことになりますと、それでメリットというの、施設さえあれば給食が配送されるということがメリットなんです、同じように人件費も削減できないかということを考えておりました。

というの何かというと、給食センターで未満児の分も配送されれば、各保育所にいる未満児専用の職員も削減できるのではないかと考えておりましたが、実際何カ所か視察に行ったところの状況を聞きますと、給食センターは小・中学校向けにつくっていますので、その時点で未満児向けに調理をし直すということは、特別にまた調理をするということとはできないと。結局は、配送された給食については、各保育所でまた未満児用に再加工というか、細かくして、そこで未満児に与えるというふうな実情を聞きました。それならば、余り現在と変わらないなということと、それから受け入れることはできるんですけども、問題として、まだやっぱり人材が保育士が確保できないということについては何も現状は変わらないということで、この給食特区については保留という形に現在しております。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 教育委員会の定例会の議事録等を読んでみますと、特区については余り書いていないですね。委員もなかなか発言していないということで、非常にまずいというふうに思います。

次に行きます。

3つの保育所を除いた6保育所については、未満児を受け入れて、150名程度を受け入れているわけですけども、これを各保育所じゃなくて、逆に1つか2つの保育所にまとめてやったほうが今後の維持運営といいますか、いろんなところでの効率化になると思うんですよね。先生や補助職員等の配置等にも非常に困っているわけですから、集約するということですね。こういったことも必要ではないかというふうに思います。

それから、特定の保育所を希望し、入所ができない人や育児休暇を取得している場合などは、待機児童の数には含めないというふうに国の定義があるんですけども、これは早急に見直しをしなければならないというふうに思いますし、そのことによって、潜在的な待機児童の問題も解消できるというふうに考えます。

それから、延長保育や長時間保育などの保育サービスの情報提供を専門的に行う嘱託職員、これは仮称といいますか、保育案内人を配置して、名古屋市は市内8区から全16区に拡大したと。現場の園長や保育士も定員増に協力してくれたおかげで、少しは働くお母さんたちを応援できたと思う。今後もきめ細かな対応を進める、こう名古屋市長は本当に前向きなお答えをいただいているところでございます。

そこで、当市においても、そういった子育ての環境の整備、これは最優先課題であるという

ふうに思いますし、市民のニーズをやはり細かく把握して、質の高い保育を提供するため、当市もそういった保育案内人を校区別といたしますか、そのくらいに配置をしてほしいなというふうに思います。

それから、乳幼児の人口、先ほども最初にお話ししましてお答えをいただいておりますけれども、この人口の推移、あるいは保護者のニーズ、こういったものをふだんからの確に把握していないため、年度の途中で申し込みの締め切りをしますけれども、職員等、あるいは臨時保育士、こういった人の確保を行ってはいは、当然待機児童が出るということでございますから、各関係部署とやはり連絡をとり合いながら行っていただきたい、このように思います。

今、数点お話ししましたけれども、お答えがあれば受けたいというふうに思います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問の中で、3歳未満児を1カ所、または2カ所の保育所に統合してはどうかというお話ですけれども、子供というのは地域の中で育てられます。保育所、幼稚園、小学校、中学校と、可能な限り校区内で未満児から地域の方々と一緒に、見守られながら育っていく、また育てられる環境が最良かと考えます。

しかし、保育所の子供を預かる条件が市内全員が統一条件ではない、無理があることも承知しております。

御提案の待機児童を効率よく解消するための御意見として、そうした機能を特化して持たせたらどうかということについては非常に理解できます。

しかし、若いお母さんたちのニーズを考えた場合、JRを利用される方は駅に近い場所、それから自動車通勤の方は職場方面に近い場所を希望されると思います。今のように分散していたほうが選択ができてよいのではないかと考えますし、3歳未満児を1カ所の保育所に統合する場合、子供の育ちを見ていると、学年が違う児童が同居する中で育つことが自然な環境ではないかということも考えております。

それから、2つ目の御提案の保育サービスの情報提供を行う保育コンシェルジュを置いてはどうかと。これにつきましても、今、子ども・子育て支援新制度が来年度から始まる関係で子ども・子育て会議をしておりますが、その中での地域の連携が大きな支援につながるということで、この会議の中でもそれについて提案をさせていただいておりますということで、この保育コンシェルジュにつきましては、当市でも現在新しい制度が始まる時点から支援員を1名配置するよう今検討をしております。

今は全然していないのかといいますと、そうではなくて、子育て支援センターなどでお母さんの相談や、それからどういった園に行ったらいいだろうかという相談も、いろいろ職員が細かい内容についてお母さん方等の相談には対応しておりますので、全然していないわけではありませんが、今度の改正によって新しい支援制度の中でも、この保育コンシェルジュの設置と

いうのを進めていく予定であります。

それともう1つ、待機児童の定義の見直しですけれども、これは岐阜新聞のほうで、来年度から厚生労働省の方針として、育休延長なども対処にはどうかということにもなっておりますが、これについては緩和するということになりますと、さらに待機児童がふえるということも考えられますので、これについては今後国がどうするかというのを見守っていきたいと思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 時間が切迫しておりますので、次の質問事項に参ります。

新しい福祉事務所の組織でございますけれども、現在、福祉事務所は所長に福祉部長を充て、福祉事務所規則第5条の事務分掌1の生活保護法による保護の決定及び実施に関すること。2の知的障害者福祉法の福祉措置に関することを初め、身体障害者、老人、児童福祉法に関するさまざまな業務を福祉生活課が担当している。今回、新たに組織の見直し計画がなされております。現状の問題点と課題について。

それから、現在、この福祉生活課の業務については、現状のまま移行するというふうに思われますけれども、組織の体制及び職員数、事務所の位置、それから発足時期について。

それから、新たに生活困窮者自立支援事業が業務に加わってくるわけですが、計画の中では、社会福祉協議会に委託をするということのようでございますが、その理由についてお願いしたい。

それから、新組織が移行した後は、やはり質の高い福祉サービスの提供が本当に可能になるかということについて一括して質問しますので、簡潔に御答弁を願います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 福祉事務所の組織についての御質問をいただきました。

福祉事務所そのものにつきましては、社会福祉法第14条に規定されております福祉に関する事務所ということで、市には必ず設置するということでございます。先ほど議員もおっしゃったように、いろんな福祉関係、いわゆる福祉6法と呼ばれるものの中での援護、育成、または更正の措置に関する事務をつかさどっておるところでございますが、ただし、福祉の業務が複雑化しておるということは御承知のことかと思えます。この福祉6法以外の福祉関連業務、例えば児童虐待防止、児童手当、児童扶養手当の支給、障害者総合支援法におけるサービス支援などなど、いろんなものをあわせて行っているという自治体がほとんどでございます。

当市における問題点というところでございますが、平成27年度に福祉に関する新しい制度が次々と施行されるということで、より専門的な取り組みが求められているという点でございます。

特に、これらの業務の窓口となりますところでは、市民からの相談に対応するというところでございますが、相談に来られる方はさまざまな問題や悩みを抱えておられるということから、職員も福祉に関する専門的な知識を持つことが求められておるところでございます。

組織の体制と業務内容というところでは、今までも文教厚生委員会とか、議会の全員協議会でも説明してきたところでございますが、2課1室という体制を視野に入れて検討をしておるところでございます。

2課1室というところでございますが、まず生活保護、地域福祉、生活困窮者自立支援、福祉事務所としての総務、企画、民生児童員関係、日赤、献血、人権擁護、保護司、災害救助などを担当する、仮称ではございますが、福祉生活課。さらにもう1課でございますが、老人福祉、介護保険、介護予防、地域包括ケアシステムの構築、障害福祉といったサービス部門を担当する（仮称）児童高齢障害課を考えております。また、この中には母子、父子、寡婦などの女性保護を担当する家庭児童相談室も含める予定で検討しておるところでございます。

この新組織の体制業務の中で、あと事務所の位置とか発足体制につきましては、企画のほうから説明をさせていただきます。

次に、私のほうとしては、生活困窮者自立支援の業務を社協に委託する理由についてというところでございます。

来年度から始まる生活保護に至る前段階での相談に応じて、生活支援や就労支援を行う事業体制でございますが、この事業を行うには自立相談支援をやらなければなりません。これには、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員といった3職種の人材を置くことになっております。

また、この方々につきましては、いろんな福祉関係の資格が求められると思われま。こうした中で、県内各市の福祉事務所の準備態勢ですが、直営方式とか委託方式、それぞれさまざまに検討しておられますが、委託方式をとられる自治体が多いという現状でございます。

こういった中、瑞穂市においては委託方式というところで社協を想定しておるところでございますが、社協につきましては民間組織ではございますが、広く市民や社会福祉関係者に支えられた中立・公正・公平性を持った福祉団体で公共性があること、さらに社会福祉士や看護師など福祉の専門的スタッフがおられます。こういったスタッフが確保されて、専門性、柔軟性があること。

さらには、市内の状況を熟知しており、かつ相談業務にも既に熟練した地域密着性があるということから、社会福祉協議会がふさわしいというふうで判断しておるものでございます。また、さらに福祉事務所と隣接したところに社会福祉協議会の事務所がございますので、距離的に近いということもさらに挙げられると思っております。

最後に、新組織の移行後、利用者に福祉サービスが充実されるかというところでございますが、もちろん専門職の配属というところが条件とはなりますが、より福祉の専門性が高められ

ると考えておるところでございます。この組織改編に当たって、まさにこの点を重視しております。こういった専門職のスタッフを採用、配属することで、より今まで以上にきめ細やかな対応ができるというふうに考えておるところでございます。

また、組織改編につきまして、今後市民の皆様への啓発、案内をしっかりと行い、4月1日からの施行に向けて、御不便、御心配をおかけすることのないように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（若園五朗君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 松野議員の福祉事務所の体制の御質問ですが、まず福祉事務所の体制強化については、来年度からの福祉制度の改正などの説明は省略させていただきますが、これからの福祉行政は広範にわたり自立施策と支援施策、また地域で支え合う仕組みづくりなどで多様化することが予想されます。このような観点から、福祉部、福祉生活課、健康推進課と協議してきた結果を部長で組織する政策審査会に提案し、全庁的に調整してきたものが福祉事務所の現在の1課体制から2課1室ということで考えています。

これからの福祉で多様化される少子・高齢化、福祉、もっと高度な専門性の必要が求められるという点につきましても、職員に専門性を持たせるべき資格研修などを進めていき、強化に取り組んでいく必要がございます。

御質問の職員数については、人員増を考えています。時期は、先ほどもありましたが、来年の4月1日を考えており、事務所は現在の穂積庁舎の現在の位置を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 次の質問ですが、国保の関係ですね。

国保については、税率改正で、医療分は引き下げて、支援分はプラス、介護分も引き上げております。この26年度予算の中で見ますと、支援分については三千四百百万が増額されております。これは14.8%の増加になります。介護についても1,800万円の増額ということで、プラス18.5となっております。

この今回の税率改正は、医療分を下げて後期高齢者支援分と介護分で引き上げているということですが、議案第60号の国保の補正予算における市長の提案説明には、国保税を若干引き上げて、ふえ続ける保険給付費に対応していくと説明があるが、引き上げたのは支援分と介護分であり、医療分は計算上、賄えているという担当課の説明であり、医療分については引き上げを避けております。

この平成25年度予算書から見ても、保険給付費は対前年比約2億6,000万円の増であって、担当課は医療分は賄えていると説明していますが、医療分とは、医療費の保険者負担分の2分

の1を国と県で、残りの50%を国保税で賄うのが原則ですが、その国保税で賄うのが困難であるために一般会計から法定外繰り入れ、あるいは基金を取り崩して対応している。このような状況にもかかわらず、医療分だけを引き下げることについては説明を願いたいというふうに思います。

それから、この9月の議会に提案されている国保会計の補正予算の中で、一般被保険者分として医療分が334万円の増、後期高齢者支援分が12万8,000円の増額、介護分においては310万1,000円の減額予算をしておりますが、さらに退職被保険者の保険税2,141万2,000円の減額があるが、この26年度予算編成時にはどのように積算されているのか。

それから、積み立ての話をしていただけますけれども、今回の補正予算で、基金の積立金、これが4億4,000万円の中から8,000万円取り崩しておるんです。それから、基金の繰入金を合計1億8,000万に増額しているんですよ。なお、基金の積立金に1億6,872万4,000円を計上しておるんですね。仮に、この金額が予算どおり執行されたとすると、差額の1,127万6,000円が積立金が減少すると。この予算額というのは、どのように算出されているのか。

それから、続けて質問しますが、医療費分を下げて賄えと、賄っておると、この間の12月議会の中でも継続審査で私たちはやってきたんですけど、本当に賄えているのかと。事実は、前期高齢者の交付金が来ますね。これで泳いでおるだけです、はっきり言って。そういったところの考え方も今後変えないかということも執行部、よく認識をしてほしいということですが、数々質問しましたが、要約して御回答を願いたいと思います。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目は、ふえ続ける保険給付費、医療費分だけを引き下げる理由という点だったかと思えます。その点につきましては、国民健康保険税は、医療保険分、そして後期高齢者支援分、そして40歳から64歳までの加入者については介護保険分ということで、それぞれの税率に基づいて計算し、税額が決められております。

議員御指摘のように、保険給付費はふえ続けております。平成23年度は29億円、24年度は30億円、25年度は5%の31億5,000万円の予測をしておりましたが、6.2%増の31億9,000万円と毎年1億円以上増加しているのが現状であります。保険給付費が伸びれば、医療保険分の税率を引き上げなければならないのではないかと御質問はそのとおりでございますが、しかし、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の個別の収支を計算いたしますと、平成24年度決算で医療保険分が約7,400万円の黒字であった。また、後期高齢者の支援分と介護保険分は赤字を穴埋めした結果、全体でございますが、470万円の赤字となったのは現状でございます。

また、平成25年度の決算を見ますと、医療保険分が約5,530万円ほどの黒字であったのに、後期高齢者、そして介護保険分の赤字を穴埋めした結果、全体で約4,760万円の赤字とな

りました。

そこで、平成26年度の保険料見直しの際に、議員の皆様方にも十分説明をし、かつお諮りをしてきましたように、実態に合わせた公正性・平等性が大原則である応能割やら応益割のバランス、または医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分のバランスを図り精査しまして、適正な賦課割合を求めた結果、医療保険分の税率を引き下げ、後期高齢者支援分、そして介護保険分の税率を引き上げるような税率改正を行ったものでありますので、御理解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目でございますが、9月補正予算、保険税の退職で2,100万円ほど減額されているが、予算編成時にはどのような積算をされたのかということでございます。

これにつきましては、当然26年度を見積もるわけですが、所得等につきましては1年前の古いものでございまして、最新のものについては本算定の7月を計算しなければ当然出てこないわけでございますが、予測どおりなかなかいかないのが常でございます。そういった中で、退職被保険者保険税の減額理由は、被保険者数の減少であります。昨年度と今年度の本算定の比較では、一般被保険者は73世帯、また12人が増加しているのに対しまして、退職被保険者は66世帯、122人が減少しています。減少した理由は、団塊の世代が65歳に到達して、退職被保険者でなくなったこと、また年金の支給開始年齢の引き上げなどで6歳になっても年金を受給できないため退職被保険者に該当しなくなったこと、6歳に到達しても継続雇用を希望され、そういった方がふえ、社会保険に引き続き加入されていることなどが考えられ、このようになったと思っております。

3つ目でございますが、補正予算、基金から8,000万円取り崩し、基金繰入金を1億8,000万円に増額、一方、基金積み立てに1億6,800万円を計上、この差についてという御質問かと思ひます。

これにつきましては、25年度の決算が出まして繰越金があったわけですが、繰越金に対応した、今回その繰り越したお金に対しての9月補正がメインではあると思ひます。そういった中で、資金運用のために基金繰入金としましては、基金を1億8,000万円取り崩すということですが、これについては議員も御理解していただいておりますと思ひますが、昨年1億6,000万円の基金繰り入れということで資金繰りをしておったわけですが、今年度は保険給付費の伸びもありますので、1億8,000万円ということをお願いをするところでもあります。

本来であれば1億8,000万円以上積みたいところではありますが、現時点の収入を見ますと1億6,872万4,000円しか計上ができないということで、差額については1,000万円ほどあるわけですが、理解はしておりますが、今回の予算ではこういった状態になってしまったということでございます。

国保会計については、今後の給付費が伸びてくれば、また余力はないと思ひますので、努力

としましては、基金崩したものに対してまた積んでいきたいという気持ちでございます。

もう1点は、医療費をこのままやっていけるか、本当に医療費を下げて賄えるのかということであったかと思うんですが、重複して最初にお答えしましたとおりでございますが、これについては当然現在の保険給付費を見ていかなければならないということですが、年度途中、また補正なり、お世話にならないかん時期が出てきましたらまた対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

[8番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 短時間で多くの項目を質問しましたので申しわけありませんけれども、最後になるというふうに思いますけれども、要は基金から取り崩した1億8,000万円、これを基金の積立金に1億6,872万4,000円で、取り崩しの1億8,000万円を今度は基金積立金に1億6,872万4,000円で運営できたとすると、積立基金は1,127万6,000円が減少するだけです。これが仮に税率改正で増額した国保税額、これを計算しますと3,220万9,000円であり、これを引いても基金残高は3億9,720万円となるわけです。これぐらいの基金の減少であるならば、税率改正をしなくても運営できたというふうに思いますし、国保の広域化の話もありますけれども、むやみに引き上げる必要はなかったこと、これはやはり行政が認識すべきであるというふうに私は強く注意といいますか、お話をしていきたいというふうに思います。

12月議会の継続議案になっていました国保の関係の税率改正時にもお話をし、資料としても出ておりましたけれども、文教厚生委員会でも、やはり岐阜市はもう先の広域化を見越し、基金を活用した国保運営に切りかえて国保料を下げている、こういうことです。

当市でも、この国保の基金を運営に活用する時期を見誤ることのないようお願いをしたいというふうに思いますけれども、どのようなお考えでしょうか。

○議長（若園五朗君） 広瀬市民部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（広瀬充利君） 松野藤四郎議員の御質問にお答えします。

先ほど来お話をさせていただいておりますが、平成24年度は470万円の赤字、また平成25年度は実績としまして4,760万円の赤字と。当初は7,700万円ほどの赤字を見込むということで、2年連続の赤字ということで、国のほうからも2年赤字の場合はちゃんと解消しなさいよという通知も来ております。そういったことで、改正をしなければならない状況でありましたので今回の改正になったというふうに御理解をお願いしたいところでありますし、国のほうから、基金については給付費の3倍ということで目安として来ておりますので、今、岐阜市の例を言われましたが、岐阜市につきましては、ここ5年間で基金残高が何倍にもなりまして、非常にふえてしまっているという状況があります。瑞穂市の場合は、基金が逆に減ってきている現状がありますので、岐阜市と比べても仕方がないと言ったらなんですが、比較する対象にはなら

ない。同じく下がっているところと比較しなければならないと考えております。

また、広域化については、今まだ広域化の方針がしっかりと出たわけではございませんが、今、棚橋議員もいらっしゃいますが、先日も県のほうで会議がありました。今後どうなるかということですが、今有力なのが分賦方式ということで、市のほうで幾らという金額が決められて、それを納めなければならないというような分賦方式が有力でございます。そういった中で、基金が多少あるからそれでできたとかということではなく、そういったものをまた持っていかなければならないとか、いろんな状況がまだまだこれから出てまいりますので、国保運営は非常に資金繰りが大変で、前にもお話ししましたように、国保の中でお金のやりとりをしなければなりません。結果が先ほど4,700万円の赤字ではありましたが、途中では非常にお金の不足がありますので、そういった点で基金をどうしても取り崩さなければならないということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 8番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。午後1時30分から再開します。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時32分

○議長（若園五朗君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆様、本日は大変お忙しい中傍聴に御来場いただきまして、まことにありがとうございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 議席番号13番、公明党の若井千尋です。

若園議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

お昼からの傍聴、本当に御苦労さまでございます。

ことしの夏も極端な気象により、全国各地で水害、土砂災害等で多くのとうとい命が失われました。犠牲になられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、今なお懸命に、復旧に当たられておられる方々にお見舞いを申し上げます。

さらに、東日本大震災より既に3年半が経過しました。こちらも遅々として復興が進んでいないのが現状であります。私たちは、この災害を謹んで教訓にこそすれ、決して風化させることなく、早期に東日本の復旧、復興のために努めなくてはと心に誓うものであります。

気象庁は、ことしの7月30日から8月26日にかけての台風11号、12号及び暖湿流により日本の広い範囲で発生した豪雨について、平成26年8月豪雨と名づけました。毎年のように異常気象だと言われる気候の変化、今や水害、土砂災害は全国のどこでも、そしていつ発生しても不

思議ではない状況と言っても過言ではございません。

そのような中で、今回の私の質問は、台風による豪雨等で激化する傾向にある災害時に対して当市の対策方法は、2点目は、将来に医療費の抑制を期待して、がんに関する教育について。3点目は、有償ボランティアの活用について。最後に、高齢者の健康推進のために公共施設の整備についてを、順次執行部のお考えを伺います。以下は、質問席に移り質問させていただきます。

近年、極端な気象により水害が激化する傾向にあります。過去に大きな水害を経験している当市において、昨今の異常気象の傾向は大変に危惧するところであります。

今議会の冒頭、堀市長も所信表明の中で、今や地球規模で起こる異常気象は、地球温暖化に起因して偏西風の流れが変わったことにより世界各地で甚大な被害を引き起こしており、50年に1度、100年に1度の集中豪雨が昨今は起きている。そして、従来では想像もできなかった時間雨量70ミリから100ミリ以上の雨が短時間に、局地的に降っている状況は、まさに日本を含めた地球全体の気象状況が変化しつつあるとの認識を持たないと、今後の防災計画や防災行動は立ち行かなくなると考えておりますと話されました。市民にとって災害時、特に台風等による豪雨にはより早く、より正確な情報を得ることが最も重要と考えますが、当市の情報発信の手段と現状、そしてその対策を初めに伺います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 災害時により早く、かつ正確な情報を提供するということが最も大切なことと考えております。

現在情報手段としましては、防災行政無線、広報車による広報、それから市のホームページ、そしてFMわっち、FMのラジオの78.5にチャンネルを合わせていただくということでございますけれども、FMわっち、それから携帯電話の3社、NTTドコモ、au、ソフトバンクの緊急速報メールなどがございます。

防災行政無線につきましては、皆さんのお宅が新しいおうちですと防音が非常に性能がよくなってきておるとか、また災害のときには雨とか台風の関係で聞きづらいということもあります。また、平常時でも一部聞きづらいということがございまして、昨年から子局を少し増設しております。昨年度は5基、今年度も5基と、何とか来年度ぐらいでめどを立てたいとは思っておりますが、その難聴対策としまして防災ラジオの販売をしてきました。ただ、この防災ラジオも出力をこれ以上上げることはできませんということでテレホンサービスと、聞き損なった部分を電話で聞くというテレホンサービスも進めてきました。そして、この4月からはホームページのほうへ無線で流した内容を再度掲載しておるということで進めてきました。

ただ、それらで完全に解決するということがございませんので、実を言いますと10月から防災行政無線で流した内容をメール配信しようということで、10月1日の広報に、瑞穂防災メー

ルということで登録をしていただくと、防災無線の内容を皆さんのお手元に配信するというサービスを開始します。10月1日の広報の中にこのチラシを入れておきますので、ぜひここにQRコードが載っていますし、裏側に登録の仕方が載っていますので、ぜひ登録をしていただきたいと思います。これによって防災無線でお流ししたこと、多少前後はするかと思いますけれども、それをまた皆さんのお手元に流すということが出来るかと思っておりますので、いろんな情報手段を使って、できる限りの情報を皆さんにお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 多分、最初にお話しした、より正確に、より早くという情報ツールでございますけれども、まだ完璧ではないというのが現状かなというふうに思います。

最近、水害対策の先進的な取り組みとして関心を集めているのが、タイムラインと呼ばれる行動計画であります。これは、台風が近づく段階からあらかじめ時間軸に沿って必要な対応を定めておくことです。タイムラインというものは、大規模水災害の発生前から、各主体が迅速で的確な対応をとるために、いつ、誰が、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくこととともに、それぞれ他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体共同によるタイムラインを活用した取り組みを行うことが重要になっておるといふものでございます。

事例としまして、アメリカでは、2005年のハリケーン・カトリーナ災害でこの仕組みを導入、また2012年のハリケーン・サンディへの対応では、ニューヨーク地下鉄がサンディ上陸前日に乗客に知らせた上で地下鉄の運行をとめました。地下鉄8駅に水没や浸水被害が生じましたが、2日間で1区間の運用が再開されています。また、ニュージャージー州では、上陸の36時間前に州知事が住民に避難を呼びかけて、減災に効果を発揮したということでございます。

日本でもこの取り組みが活用されておるわけでございますけれども、7月は台風8号が日本に上陸しましたがけれども、山形県の最上川上流ではこの避難勧告が的確に採用され、太田昭宏国土交通大臣は、この7月、このタイムラインというものが具体的に効果が出たというふうにご覧の会見で述べております。

避難勧告のあり方は和歌山県の取り組みが先進的ではありますが、この和歌山県でも県内で市町村長が必要であると認めたときという抽象的な基準で、防災担当者が発令のタイミングを決めているようでございます。県はこれを改め、累積雨量が400ミリを超え、30ミリ以上の雨量が予測されたというような具体的な数字を当てることにより、防災担当者の経験だけに頼らない、客観的な発令基準の策定を市町村に促し、担当者が人事異動でいつかわっても対応できる仕組みへと改善をされているとのこととです。

ここ数年、災害で大被害を受けた地域では、先進的な対策を積極的に取り入れていますが、まだまだその数は少ないということでございます。どうすれば被害を最小限に食い止められるか、専門家の意見もお聞きした上で当市のタイムラインを真剣に要望しますが、そのお考えを伺います。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、タイムラインの御説明がありました。いつ、何を、誰がということ、特に台風等の接近ですと、どのぐらいの台風がどのような進路で来るかということがおおむね想定ができると。ですので、それに対してそれぞれが準備をなさいということでの時間軸を中心とした計画だと思っております。今御説明もありましたが、今のところ三重県では紀宝町、それから国土交通省では東京都の荒川流域、そして名古屋市の庄内川流域でこの計画等が今策定をされて、その結果が出ようとしているところでございます。

それで、難しく考えるといかんですけれども、市民の皆さんにとってみれば、台風が来るということになりますと早目に台風の対策をとると。外にある倒れるものとか、飛ぶものはおうちの中に入れて、雨戸を閉めると、それから非常持ち出し袋を確認すると。皆さんのおうちが低いところに建っているのか、高いところに建っているのか、またその状況によってどう避難するんだと。非常に心配な大きな台風であれば、市役所が設置する自主避難箇所へ避難を前もってすると。そうした行動が、市民の皆さんにとってのタイムラインと考えております。具体的には、あと国、県、市町村、それから私ども、それから地域の皆さんと、この方がいつの時点でどのような行動をとるかということをきちんと決行するというのが、このタイムラインだと考えております。

私どもも災害時の計画とかマニュアルはほぼでき上っておりますが、やはり時間軸というのが非常に大切でございますので、このあたりを中心に再度計画等の見直し、それからこうした計画をつくる方向を持って検討を進めていきたいと思っております。こうした計画を前もってつくっておくことがいろんな災害を最小限に食い止めるということですので、今現在は、台風とか大雨の場合ということで想定されてはいますが、時間軸で計画することによって、その災害の状況によってチェックをするという考え方を持てば、非常に有効な計画だと思っておりますので、他市町、また国等が今考えておりますので、そうしたものを踏まえてまた検討したいと思えます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今総務部長がおっしゃったとおり、私も本当に一番は自助というものが大切であるというふうに考えております。

今お話ありました、マニュアル等はできておるということはわかっておるんですけども、

確認しました。やはり事前にわかっておる情報に対して、市民の方がしっかり対応できるような動きをできるように促していくこと、そのこともしっかり検討していただきたいというふうに思いますし、今事前に備えることの内容等もわかっておるわけでございますけれども、そこはいつかやるのではなくて、どのように取り組んだら、市民の方がそれぞれ自助の精神でタイムラインができるかどうかも考えていただきたいと、このように思います。

続きまして、その有事の際には自治体の避難指示や避難勧告の発信により、市民は避難場所へと行動されるわけでございますけれども、今話しました、いつ発生してもおかしくない災害に対して、その受け皿となり、的確なリードが要求される各自主防災組織の役割は非常に大きいと思いますが、その各組織の対応能力をどのように把握し、どのような問題点があるかを考えておられるかをお聞きします。

○議長（若園五朗君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 平成7年には阪神・淡路大震災が起きました。そのころから再度自主防災組織の見直しということで全国的に進んでおるわけでございます。

瑞穂市においても98の自治会がございまして、今現在75の自治会で自主防災組織が結成されています。また、少しずつ今ふえてきておる状況でございます。

また昨年度は、防災訓練としては51の自治会が実施されております。毎年やるわと言うところもありますし、2年に1回ぐらいと考えてみえるところもあるようでございます。51の自治会でお世話になりました。

また、防災資機材については、皆様方の御理解を得て2分の1の補助ということで、限度額がございまして、各自主防災組織の中で防災資機材を購入していただいておりますが、46の自治会で行われました。表にしていきますと、まるっきりこうした事業をやっていないという自治会は1割ぐらいかなというところではございますけれども、これまでの自主防災組織が自治会を中心とした避難誘導、そして初期消火訓練でありましたけれども、今年度は避難所の開設訓練をということで、校区ごとに避難所の開設・運営を何とか実施したいということで、7月には自治会長さんに集まっておきまして、避難所の開設訓練のHUGという机上での訓練をしました。今年度中に、実際に各小・中学校の体育館で自治会長さん並びに各種団体の役員さんも含めて、とりあえず避難所の開設ができるようにということで訓練を予定しております。

今後の防災訓練でございますけれども、自治会での個別訓練にあわせて各小学校区での避難所開設・運営訓練、そして各小学校区での自主的な総合防災訓練、今現在毎年一つずつ市が中心になって今年度は南小学校で実施するわけでございますが、やはり各小学校区で自主的に防災訓練ができるようにということで、自主防災組織の災害への対応能力を高めていきたいと思っております。

先ほど1割ぐらゐの自治会がということでございますけれども、やはり小さい自治会とか新しい自治会はなかなかできませんので、隣の自治会と一緒にやろう、それから校区と一緒にやろうと。そうした中で、やっぱりみんなで力を合わせていくということができ上ってくるだろうと思いますので、ぜひとも、けさほどから福祉の問題いろいろありますけれども、防災、福祉になりますと、どうしても小さな自治会とか、なかなか高齢者ばかりがふえていきますといろんな事業ができません。そういった点は、校区でまとまっていくということが必要ではないかと思っておりますので、今後、自治会長会議でも校区の連合会組織をつくってくださいということを進めておりますけれども、やはり話し合うということはず基本でございますので、そうした組織をつくっていきたいと思っております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） これから自主防災組織も校區別にという話もございました。とにかく台風シーズン、まだ本当にこれから大型台風が来るのはこれからがまだまだ余断許せないところだと思いますけれども、各組織において本当に差がないように、また御指導のほどよろしくお願ひを申し上げまして、次の質問に移ります。

がんに関する教育についてを伺います。

がんは、我が国において、昭和56年より日本人の死因の第1位で、現在では年間30万人以上の国民ががんで亡くなっており、今や日本最大の国民病と言われております。

また、国立がんセンターがん対策情報センターの推計によりますと、一生涯のうち何らかのがんになる割合は、男性で49%、女性で37%とされており、このため日本人男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんになるとも言われております。

厚生労働省では、国、地方公共団体、またがん患者を含めた国民、医療従事者及びマスメディア等が一体となってがん対策に取り組むことにより、がん患者を含めた国民ががんを知り、がんに向かい合い、がんを負けることのない社会の実現を目指すことを最大の目標として、さまざまながん対策を講じていると報じております。

2012年6月、新たに策定したがん対策推進基本計画にがん教育が盛り込まれたこともあり、その予防、治療の正しい知識を子供たちに教える取り組みが広がりつつあるとのこと。

また、2014年度から小・中・高校で、がんに関する保健教育を強化する方針を文部省が決定しました。子供たちが健康と命の大切さを学び、みずからの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識と、がん患者に対する正しい認識を持つよう教育することが目標だと言われております。

最初に伺います。がんに関する教育についてどのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 今質問されました、がんに関する教育についての認識ということですが、今議員が紹介していただいたように、がんは2人に1人がかかると言われるような国民病で、死亡数も年々増加しているという。それに伴い、がん検診の受診率も向上してきてはいるものの、40%にも満たないというのが2013年の状況で、決して高いとは言えません。瑞穂市においても同様です。

国としても重要な健康課題と捉え、がん対策基本法のもと、がん対策推進基本計画を策定し、平成24年から5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中でがん教育をどのように行うべきかを検討し、教育活動の実施を目標として、モデル事業を展開していこうとしているところです。

県の教育委員会からは、まだ具体的な指導が出ておりません。他府県を見ると、それぞれの県からいろいろな指導が出ているんですが、県はまだということで、まだ具体的に踏み込んだ内容に進んでいないというところです。

ただ、瑞穂市といたしましては、今回一般質問で取り上げていただいたように、がんに関する教育の重要性を鑑み、今年度スタートした小児生活習慣病予防の採血検査と関連させるところで、子供のころから生活習慣が将来がんを初めとする多くの病気につながることを理解させようとしています。早寝、早起き、朝御飯等の生活の定着等、行動変容まで狙い、生涯にわたってみずから健康保持、増進ができるよう指導していきます。

また、健康みずほ21第2次健康増進計画でも、全ての世代に対して生活習慣病予防を展開しておりますので、その中心をがん予防にシフトすることも、また焦点化することも今後必要かと思えます。そのために、教育の対象となる医療関係者、がん患者、そしてその家族及び支援者、がんになっていない成人、児童・生徒とその保護者等、それぞれのカテゴリーに何を指導するのか、どんな情報提供が必要かを検討して明確にしていくことが欠かせません。健康推進課とも連携し、社会全体にがん予防の必要性が広く行き渡り、必要に応じて生活習慣を改善できる、そういった市民の育成を願っているというところです。

〔13番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今教育長おっしゃった、県からまだ何も指示がないということで、実は調べてみますと、岐阜県は全国でも10番目に早く、岐阜県がん対策推進条例というのを策定して、2010年9月1日に施行しておるということです。これ全国で、今言った10番目なんですけれども、その中で1条に、この条例はがんが県民の疾病による死亡の最大原因となっている県民の生命及び健康にとって重大な問題になっている現状を鑑み、がん対策に関し県の責務等を明らかにし、並びに予防、早期発見、医療、緩和、その他がん対策に関する基本的な事項及び本県の特性に応じた事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

を目的とするというふうにあります、岐阜県も頑張っておるなというふうに思ったんですけど、まだ何の指示がないということを知ってちょっと順番が狂ったんですけども、いずれにしても今教育長おっしゃった日本最大の国民病というふうに言われるこのがんについて、今受診率の話もありました。そんなに高くない。国は、当然これを受診率50%以上に高めたいということも言っておりますし、がんに対して正しい知識があればそれは可能だというふうにも見ております。

先ほども紹介しました、平成26年6月に新たに策定されたがん対策推進基本計画にがん教育の推進が盛り込まれたため、がんの予防や治療に対する正しい知識を子供たちに教える取り組みが全国で広がりつつある。この中で、がんに関する教育の先進的な取り組みを行っている教育委員会では、小・中学校で健康教育の一環として独自のがん教育プロジェクトを開発し、小学校6年生、中学校3年生を対象に、保健体育の授業の中の1こまで、年に1こま以上実施されているというところもあるそうです。

市民の健康を守る観点から、子供たちへのがんに関する教育は重要であると思いますが、今話があったと思いましたが、もう一度この教育に対して教育長のお考えを伺います。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 先ほど、県が指導が実際起きていない、こちらに届いていないということをお話ししましたので、ちょっと誤解があるといけませんので、県としては、現在がんの教育にかかわって対象者の年齢や基礎知識に応じて行う必要があるということで、国の検討結果を踏まえて岐阜県としての取り組みを検討していくという立場。それから小・中学校、高等学校におけるがんの健康教育のあり方を検討しているということ。それから、がんの健康教育にがん患者体験者自身の参画を検討しているという、そういうところで今動いているということを確認しております。

それから、子供たちへのがんに対する教育ということですが、学校でのがんに関する教育の中核は、議員に紹介してもらったように保健の学習が中心です。小学校の高学年から高等学校にかけて、健康の保持増進と病気の予防、食事、運動、休養、睡眠の調和のとれた生活の重要性や喫煙、飲酒の弊害について、それぞれの年齢、発達段階に応じて学習をしていきます。限られた授業時数の中で、がんを特化した授業には至っておりません。

また、血液検査を通して、規則正しい生活習慣の定着に向けて、個人懇談等の機会に保護者にも指導し、生活改善を図るようにしておりますが、がん予防に直接働きかける指導は現在行っておりません。

今後は、学校医、学校保健会、健康推進課と相談しながら、保健師や医療専門家を招いての講演や研修を考えていきたいと思っておりますし、闘病経験者でお話しいただけるような方がお見えでしたらお招きしたいとも考えております。保健の知識にとどまらず、がんという疾病を通し

て命の大切さや死の尊厳、ともに支え合う社会を形成する、人としての生き方について学ぶ機会にしたいと考えております。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今、教育長にお話していただいたとおりだとか、そういうお考えを持っておられるということ伺いました。同じようなことになりそうですけど、私もこの後に当市に独自の教材等を、これは東京都豊島区の中学校3年生、また小学校6年生向けのこういった教材とか、東京ということもあるかと思いますが、こういったものをつくってやっておられるところもあります。

今教育長がおっしゃった専門の知識のある方、また闘病経験者の方を招いてそういった授業を展開されてはどうですかということをお聞きしようと思いましたが、そういうお考えも持っておられるということでございましたので、同じように、難しいことかもしれませんが、当市独自の教材等も専門家の方の知識を得ながら作成してみたいかと思いますが、この考えはどうでしょうか。

○議長（若園五朗君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 市独自の教材とか副読本、手引書といったものについては、瑞穂市では社会の副読本をつくるにも相当な先生方の御努力を得てつくって更新をしているところですが、厚生労働省と国立がんセンターが作成した小学校健康教材資料、がんのことをもっと知ろうというものもございますし、今紹介していただいた東京都豊島区等ががんの教育総合支援事業のモデル地区というような形で、そういった資料を作成したということをも参考にしたいと思っております。実践を蓄積して、瑞穂市独自の内容のものが必要となれば作成に取り組んでいきたいと思っております。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） さっきの教育長のお話の中で、平成24年度3月発行の健康みずほ21、こういう本でございます。これ私もわからなかったものですから、この前ちょっとお聞きしたんですけど、これは平成24年から33年までの10年間の計画を記載されたというふうに聞いたんですけど、がんの教育に関する内容を質問しようと思いましたが、これを見させていただくと、この本の中では、今本当に日本のがん患者が国民病と言われてがんが一番多いというふうに言われておる中で、この本の22ページの疾病の早期発見、早期治療というところで、がんの現状が紹介されておりますけれども、わずか3ページほどの内容で成っております。これで10年間、どんどんがん患者がふえていくのをどう抑制していくかというお話の中で、この本がいいとか悪いとかということではないんですけど、現実、市ががんに対してこのような捉え

方なのかなというふうに思いつつ、がんに対する対策というのは、先ほどからお話ししておるように、早期発見、早期治療、要するにがんに対するこの関心のなさをなくして、健康のときからやっぱりがんについて学ぶことの大切さを、今回は成人だけでなく、学校教育に取り入れてはいかがというところで質問をさせていただいたわけでございます。

今お話を伺っていて、教育長のほうもそういうお考えを持っておられるということですので、やはり大事なことは、例えば喫煙なんかでも、生徒さんが興味本位でたばこなんかを吸われると、それが本当に興味本位であったことがずうっと長いこと続けてしまうと、そういったことも既がん予備軍になってしまうということも含めながら、しっかりと知識を持つことによつてがんにならないように努力というか、取り組んでいただくことが大事やというふうに思いましたので、今回取り上げさせていただきました。これからしっかり、いろいろあろうかと思いますが、御検討していただいておりますというふうに思います。

次の質問に移ります。

次は、地域包括ケアシステム。これは、ことしの7月31日、私ども公明党が地域包括ケアシステムを政府に対して提言をいたしました。その全文の一部を御紹介したいと思いますけど、今回、私が質問する内容は、この部分に関して、午前中河村議員が必要な人材確保のことにも触れられました。私も同じことをお聞きしたいというふうに思っておりますし、また地域包括ケアシステムは6月にも質問させていただきましたし、今本当に地方行政がしっかり独自の特性を生かしながら対応しなければいけないことであるということは、もう皆様も御承知のとおりでございますけれども、その質問の前に、まずは政策提言の全文の一部を少し御紹介したいというふうに思います。

2025年の超高齢社会に備えて安定的な社会保障財源の確保のため、社会保障・税一体改革が進められており、とりわけ消費税増税による国民負担を求めたところである。この財源を活用して社会保障施策の拡充を進めることとしているが、同時に持続可能な制度とするためには、給付の重点化、効率化も避けて通れない課題である。

超高齢社会に対応するため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が住みなれた地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進める上で、介護保険法等の趣旨に基づき、高齢者自身が必要な支援、サービスを選択し利用しながら要介護状態にならないための予防や能力の維持向上に取り組むことが特に重要である。

そのためには、高齢者自身がセルフケアに努めることはもとより、こうした高齢者を支える地域の多様な主体による情報の提供を初め介護、予防サービスの提供体制を計画的に整備していかなければならない。地域の医療、介護等の公助や共助の体制整備とともに、自助や互助の体制強化を含めた地域包括ケアシステム構築に向けて、今後関係者間の意識の共有を図りながら国民運動を展開することが必要である。このように、ちょっとた

ら読みましたけれども提言をしております。

その中で、先ほどお話しした今回の必要な人材の確保というところでございますけれども、我が国における高齢者が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていくことが極めて重要な課題となっております。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国、自治体の連携による取り組みが求められています。その際、当市の実情、特性を踏まえ関係機関等がよく連携をとりながら進めるのが重要となってくると思いますが、地域住民が介護予防や生活支援に担い手として意欲的に取り組むことができるよう、有償ボランティアの活用やソーシャルビジネスの積極的な展開を図ることを提言しますが、先ほど午前中の河村議員と全く同じ質問になろうかと思っておりますけれども、福祉部長のほうから御答弁いただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） 地域包括ケアシステムにつきましては、若井議員から今説明をいただきましたとおりでございます。団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年をめどにしておるというところでございます。また、こういった中でもこの事業の担い手として期待されていますのが、従来からの事業所だけでなく、地域に暮らす住民によるボランティア活動ということでもあります。

また、高齢化社会の問題の一つとして、高齢者の役割が不足しているということが指摘されているところでございます。特に、住民主体の高齢者支援活動につきましては、日常生活のサポーターとしての活動、例えば話し相手とか趣味の相手など、外出の支援、自立を妨げない程度の家事援助など、特に技術的な資格は必要なく、簡便な研修程度で誰でも参加できるボランティア活動が必要というふうに考えております。

しかし、その一方で話を聞いたり、ちょっとした相談に乗ったりといった気持ちを支える情緒的な支援、これにつきましては友人とか近所の人でもできます。ですが、介護とか生活支援といった手段的な支援といったものにつきましては、親族でなければできないというようなことも言われております。軽度とはいえ、生活支援サービスは手段的な支援ということですので、にわかに住民の方々を担い手というふうに考えるのは、難しい事柄であるという認識を持って取り組む必要があるということも注意が必要というふうに考えております。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 今福祉部長のほうも、これはやっぱり私どもの瑞穂市独自の特徴もあ

ろうかというふうに思います。全国一律に同じようにはいかないというふうに思いますが、やはり今お話がありました親族だけでも無理、やはり地域の連携というのが、本当に非常に大切になってくる時代がもう来ておるなということを感じざるを得ないわけでございます。

そういった意味で、今少し重複するかもしれませんが、今回一番ちょっとお聞きしたかったことは、高齢者の方に限って、高齢者の方のボランティアということでちょっとお聞きをしたいわけですが、その一方で元気な高齢者の方々について、要介護にならないための生きがいつくりや社会参加促進の施策など、介護予防につながる諸施策を展開する必要があるというふうに考えます。地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして大いに期待されている取り組みだというふうに思っておりますし、それを推進しておる自治体が当然でございます。

現在、各自治体で進められているのは、先行しておるところでございますけれども、高齢者の介護支援ボランティア等などで呼ばれているものは、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が、地域のサロン、会食会、外食の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて商品と交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て、保険料の軽減に利用できるといったようなことをやっておる自治体もあるということでございます。その際、財源として自治体の裁量により地域支援事業交付金の活用が可能だということを聞いております。現在、高齢者の介護支援ボランティアのポイント制度を推進している自治体の事例を参考に、当市でも取り組まれてはいかがかと考えますが、お考えを伺います。

○議長（若園五朗君） 高田福祉部長。

○福祉部長（高田 薫君） ボランティアに対するポイントというところで御質問をいただいたところです。

国から示されました介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案がございます。この中に議員御紹介の生活支援、介護予防サービスの開発、発掘のための取り組みとして、住民主体の支援活動の推進がございます。

また、介護支援ボランティアポイントの活用というところで、市町村において、高齢者が地域のサロン、外出の補助、介護施設等の介護の実施場所等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与する介護支援ボランティアポイントの制度を設けているというところが全国で209市町村あるという紹介でございます。これらのボランティアポイントへの取り組みは、地域支援事業の一般介護予防事業の枠組みが活用可能という御紹介を河村議員のときにもお話をいたしました。こうした取り組みについて、当市においてはボランティア団体のかなめとなっている社会福祉協議会が他市に比べておこなっている体制づくりとして地区社協という組織づくりを取り入れようと、また変わろうとしている現状を考えますと、地域包括ケアシステムの構

築の期間の間に、提案内容につきまして社会福祉協議会とも連携をとりながら考えさせていただきたいと思っております。

また、現在もとす広域連合が策定する介護保険事業計画策定の中でも、国が示すこの介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン案をもとに、各種取り組みへの検討がされつつあるところでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） 私ども公明党は、地域包括ケアシステム構築に向けて国民運動を展開することが必要と考えます。高齢者の介護予防を地域全体で支えることが大切であるということを確認させていただいた上で、次の質問に移ります。

今回、関連してですけれども、本当に一貫して私どもがお聞きしたいのは、先ほど市長が午前中にもお話しされました介護に関しては、正直言って4月に5%から8%に消費増税がなされ、そして景気の動向、ことしの年末までには安倍首相はしっかりそういうこと見ながら、来年の10月にさらに2%上げて10%にして、そしてそれを全て社会保障の財源に充てるというふうに話をされておりますけれども、正直なところ今本当に少子・高齢化の中で10%になったからといって、財源が安定した確保があるわけではないというふうに思いますし、ある意味、穴のあいた鍋で水をすくっておるような状況ではいけないというふうに思います。

それは、やはりいかに医療費の抑制、介護費を抑制していくかという、そのことを当然念頭に置きながら、最後の質問は健康推進のために公共施設の整備についてというタイトルでお聞きしたわけですが、今回この高齢者の地域活動に関して、ポイント制度というものを導入されてはどうかということを質問しようと思っていた際に、地元の御夫人より、市内には健康体操等で、本当に自分の健康維持のために頑張っていらっしゃる方がたくさんおられるよというふうに伺いました。

以前から話は伺っておりましたけれども、正直なところなかなか現場に行って、皆さんがどんな活動をしておられるかを見ることもなかったんですけど、この夏、初めて市民センターの1階、柔道場でやっておられる方たちの体操の姿を見学させていただきました。多くの方が会場狭しと体操をしておられましたけれども、お昼近い時間帯ではありましたが、会場は非常に暑く、湿度も高く、建物の構造上、非常に風通しも悪い状況の中で、皆さんが本当に汗だくとなって体操をしておられる姿を見ました。

単刀直入に、今回夏の暑さ対策で学校の教室にエアコンをといたような内容ではございません。せめてものその施設に、風通しがよくなるような送風機の設置なんかどうやろというふうに要望されたわけですが、非常に健康意識の高い方々のお声でございます。そのようなお声に対してどのようなお考えを持っておられるか伺います。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

近年、高齢者の方々を初め、健康推進のために運動する方々がふえています。そのため、生涯学習施設の利用団体や利用者もふえてきております。数多くある体育施設の中で、市民センターの柔道場、剣道場においては、現在利用団体が28団体、登録者数911人が利用されております。

近年の夏の暑さが年々増していると言われ、いろいろな暑さ対策が講じられているところですが、市民センターの柔剣道場は、その目的が柔道、剣道など、武道を行うためにつくられた道場であり、利用競技者の精神鍛錬を目的にしているため、あえて冷暖房は設置しておりませんし、それに適した構造にもなっておりません。御指摘のように、風の通りがよくないため夏は暑いとも利用者の声があるということは十分理解しており、しかし瑞穂市内には、空調施設が完備された利用可能な施設、例えば市民センターのほかには巣南公民館もありますし、コミュニティセンターもあります。ということで、ぜひほかの施設も利用していただきたいと思っております。

また、公共施設の施設整備につきましては、老朽化などにより設備改修等の要望があつて施設設備の改善を図る必要があります。生涯学習施設につきましては、昨年度に15年間の管理計画を策定して、今年度より計画に沿って改修、修繕を進めておりますので、その点については御理解いただきたいと思っております。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） この施設が剣道、柔道場ということで、私もずうっと中学、高校で剣道やっております、非常に夏場のシーズン、剣道なんかやっていると、本当に不快な気持ちでずうっとやっておりましたけど、その精神がどうこうという話であれば、精神は鍛えられたのかどうなのかわかりませんが、今お話ししておるたくさんの方々の施設がある中で、この会場がなぜやはり使いやすいかということをお聞きしましたら、やっぱり畳の上でやること。ちょっと高齢、お年を召された方たちが活用されるには非常に都合がいいのかなというふうにもいろいろお話を伺っている中で、先ほどからお話ししているように、確かに目的は柔道、剣道場であることは重々わかっておるわけでございますが、今高田次長がおっしゃった、私も知りませんでしたけど28団体、911の方が使っておられる。その方たちが使っておられる施設に対して、送風機等を設置して風通しをよくするようなことがそんなに難しいとは私は思わないわけですが、これはなぜこの話をお聞きしたかということ、先ほどから言っておるように、お年を召されて、健康に対して本当に自分の自己管理というか、そういった形で健康に取り組んでおられる方たちの、本当に小さな声かもしれませんが、声だというふうに思っております。

す。ですから、目的外の部分であれば、この前もお聞きしたように、実は公共施設というのは、私全部調べたわけではございませんけど、同じような目的でありながら利用の仕方が違う、また管理の仕方も違うというようなことを今回はお聞きしませんけれども、非常にあるというふうに思っております。

ですから、これだけの方が使っておられる施設であることも知っていただいておりますので、柔道場、剣道場が目的だからということで切られるのではなくて、一度ほかの会場も当たってみてはいかがですかというお話もしておりますけれども、くどいですがけれども、これだけの方が使っておられるということに重きを置き、そして自分たちの健康管理を非常に重きを置いておられる方たちの声なんですけど、私たち議員は、当然その市民の方の声の代弁者として、いいことであればささいなことでもしっかり取り上げて、執行部にそのお考えを伺うわけでございますけれども、聞き漏らしたかもしれませんけど、もう一度、今後この施設をたくさん使われる方に対して、風通しがよくなるような環境について考えていただけるかどうかを、最後にもう一度お聞きします。

○議長（若園五朗君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 瑞穂市にはいろいろ施設がありまして、どうしてその市民センターの柔剣道場でやらなければならないかというところがちょっと私わかりませんが、市民センターでも2階に冷暖房完備した、そういうフロアがあります。

ですから、夏だけ暑いからと言われますけれども、冬は逆に寒いわけで、そこを使ってみえないというようなこともちょっと判断できますが、お年寄り、特に健康には注意していただきたいので、冷暖房の完備した部屋を使っていただけるとありがたいと思います。以上です。

[13番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 若井千尋君。

○13番（若井千尋君） そういったことも一つの御意見ということでお聞きした上で、私は本当に最後にくどいですがけれども、医療費の抑制、介護費の抑制に対して、本当にまち全体で考えていかなければいけない。そして、現場でそういう声を上げておられる方、また今次長はそういうふうにおっしゃいましたけど、やはり床のところと畳の上とは体操という観点からすれば、やはりこれは微妙に使いやすい、使いづらいというのが当然あって当たり前というふうに思います。私は、そういった市民の人の声をしっかりと瑞穂市、行政が聞いていただいて、高齢者に優しく、本当に福祉が充実したまちだなということを他市町から言われるような瑞穂市にしたい。また、そういったことも、執行部におかれましてはどんどんアイデアなんかを出していただいて、くどいですが、他市町から福祉が充実した瑞穂市だと言っていただけるように、これからも御努力をお願いしたいなということを申し上げまして、私の今回の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（若園五朗君） 13番 若井千尋君の質問を終わります。

5番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○5番（森 治久君） 議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

質問内容は、空き家問題についてでございます。

以前にも一般質問をさせていただきましたが、住み主のいないまま放置されている空き家が全国で増加傾向にあることが問題になっております。今回は、国や自治体も本腰、全国でふえる空き家問題をテーマに、地方でも都市部でも空き家が増加、なぜふえる、どんな問題が生じるを掘り下げた、インターネットに掲載されている一文をまず御紹介させていただき、質問に移らせていただきます。

全国の空き家の総数は、総務省、平成20年におきまして約757万戸で、空き家率は13.1%と高い。そのうち個人住宅が約268万戸を占め、増加の一途をたどっている。理由はさまざまあるが、処分しづらい古い家が余っているということに尽きる。既に住宅ストック数は、総世帯数を上回り、家余りの状況にある。立地条件がよいなどで受け継いで住みたい、あるいはそれなりの価格で売却できる、リフォームしてもそれなりの賃料で貸せるという住宅であれば、空き家にはならない。処分しづらい家が、適切な管理もされず劣化が進み、資産価値も下がるという悪循環が生じているのが現状だろう。税法上の問題もある。空き家を取り壊して更地にすると固定資産税が高額になるので、とりあえず住宅のまま置いておくということもある。また、現行の建築基準法に合致せず、今と同程度の大きさの住宅が建築できないため、処分できないといった場合もある。管理がなされていない空き家は、景観が悪くなるだけではなく、ごみの不法投棄のたまり場になったり、放火や不法侵入など、犯罪の温床になる懸念があるほか、地震などの災害が発生した場合に、倒壊して避難路を塞ぐといった大きな問題を生じさせることになる。

こうした問題を受けて、空き家対策の条例を制定する地方自治体も出てきた。埼玉県所沢市空き家等の適正管理に関する条例では、空き家を適正に管理するよう助言、指導、勧告、命令及び氏名の公表ができるようにしている。また、足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例では、倒壊のおそれがある住宅の解体費用を補助することになっている。また、住宅を再活用したり、ほかの用途に転用したりすることを支援する処置などもとられ始めている。

ただし、空き家を相続しても、登記の書きかえを行っていないなどの理由で、空き家の所有者が特定できない事例も多い。危険な空き家の情報収集や所有者の特定から始めることになる。

国土交通省でも空き家再生等推進事業で、空き家の解体や活用、所有者の特定などに補助を行っているほか、高齢者等の住みかえ支援事業や空き家住宅情報サイトなどの施策を打ってい

る。また、空き家を含めた個人住宅の賃貸流通を促進するための課題や、課題の分析やそのために必要なルール、ガイドラインなどの策定を主な検討事項とする場として、さきに上げた個人住宅の賃貸流通の促進に関する検討会が設置された。

空き家の課題解決は一筋縄ではいかない。過疎地域、郊外型団地、木造住宅密集地などによって空き家が発生する経緯や解決すべき課題、対応方法などが異なるからだ。今後は、人口の減少や単身世帯の増加など、さらに空き家はふえると見られている。国、地方自治体、地域住民や民間の力をまとめて、一つ一つ解決していくしかないだろう。

以上は、インターネットに掲載されておった内容でございます。

そこで、以上のことを踏まえた上で、3点についてお伺いをさせていただきたいと思います。これよりは、一般質問席より質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まずただいまインターネットに掲載されておった文書のほう、少し長くなりましたが読ませていただきました。空き家問題とはどのようなものかということは、ここ執行部の市長初め執行部の皆さん、また議員、また傍聴者の皆様もおわかりになられていることであろうと思いますが、まず空き家問題とは、防災上の問題、また防犯上の問題、環境衛生上の問題、風景・景観上の問題、地域活性化の問題等、5つから分類、整理することができるかと思います。

今瑞穂市の空き家の現状、また各地区から寄せられる問題等、また現状での瑞穂市の取り組みを、まず1点目にお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 森議員の御質問にお答えいたします。

1点目の瑞穂市の空き家の現状でございますが、森議員も昨年からの問題に関しましては質問をしていただきまして、今の現状は、統計的には昨年等の質問での答えと一緒になるわけなんです。平成20年度の実績の住宅土地統計調査によりますと、空き家住宅総数2万1,060戸のうち、空き家は3,110戸で、空き家率14.8%と申し上げております。このときの県の平均は14.1%でございました。空き家率で私どものほうが上回っているという数字は、借家の件数が3,110のうち2,280ございまして、その分が影響していると思っております。

また、以前の説明で申し上げました自治会から平成24年度の調査の報告で、空き家40軒分の台帳は整備しております。

問題点といたしましては、その台帳を作成時で申し上げますと、所有者の特定が困難であることで、登記簿に記載されている所有者の現住所等を確認する場合や、登記簿上の所有者が既に死亡している場合の調査として有効な固定資産税情報は、地方税法上厳しい規制があり利用ができません。また、戸籍謄本等の取得に当たっては、戸籍法の規定により根拠法令がないため請求ができないといった問題がありました。また、未相続であったり相続放棄がなされてい

たりする場合もあり、時間を要しました。

また、国土交通省の補助事業といたしまして、空き家再生等推進事業として2つの補助メニューがあります。1つは、当市にはちょっと関係ございませんが、過疎地域対策の活用事業タイプで、空き家を地域の活性化を図るために体験宿泊施設、交流施設、文化施設等の用途にするもの。もう1つは、除去事業タイプでは、地域の要件がございまして、除去後の跡地を地域活性化のために整備する必要があるなどであり、活用しにくい内容となっておりますので、除去事業タイプの中で、緊急を要する管理不全な状況の空き家は、どこのエリアでも対応できるよう、国への要望を図っていきたいと思っております。

次に、現在の取り組みでございしますが、今年7月17日に、岐阜県と県内42市町村や警察、岐阜県建築士協会等の民間団体で構成する岐阜県空き家等対策協議会が設置されました。この協議会では、空き家対策に係る対応指針や、危険空き家に係る対応マニュアルの策定等を中心に協議が行われることになっております。この協議会で情報収集を図り、他市町の動向を参考にしているところでございます。また、この協議会の設置を受けて開かれた下部組織なんですけど、担当者会議、空き家等対策連絡会議では、空き家等対策に係る対応指針やマニュアルの素案が示されました。

また、県より一般社団法人移住住みかえ支援機構のマイホーム借り上げ制度を活用した事業の実施に向け、体制の整備を進めていることの報告がありました。

今後は、この素案をもとに空き家の適正管理についても協議を進められていきますので、当市といたしましては、瑞穂市空き家等対策連絡会議を設置し、当市に合った空き家の適正管理方針を諮っていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま所管の部長のほうから事細かく御説明、御答弁をいただきましたが、最後のところで、瑞穂市においての連絡会議、空き家等に係る連絡会議を、組織を持ちたいというような御答弁をいただきました。

私、先ほども申し上げました空き家問題ではさまざまな問題、大きく5つほど分けて先ほどお話しさせていただいたわけですが、また空き家の形態もさまざまあると思います。例えば空き家を人に賃貸、貸してというように、適正に管理されている状態である空き家と、また所有者の活用意思が不明確な空き家。またそのほかには管理が不全な状態、管理されないままの空き家。特に事情がある中での空き家、これはさまざまな事情から管理できない空き家。また、4つ目には放置空き家といって放置されているだけの空き家。これは事情があるなしにかかわらず、関心も持たずに放置されておる空き家というようなことで、空き家にも4つぐら

い分類されると思います。

先ほど瑞穂市においての40戸ほどの空き家については、台帳を作成した上でしっかりと把握されておるといことでございますが、再度お伺いしますが、市内で40戸の空き家、苦情のある空き家ですね。先ほど申し上げた、必要で不動産業者なりにお願いする中で、借り主を見つけていただいている最中の空き家であったりというのではなく、苦情等がある中での、問題が発生している地域の方に問題を生じさせているような空き家というものは40戸でいいのか。また、その空き家の分類をしておられるのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） この24年のときの自治会での調査をお願いしたのは、目視でその状態、特に2軒に関しましては危険な、老朽化している建物ということでは確認しておりますが、その今議員が言われるような空き家の状態ですね。賃貸等もできるような状態なのか、あと利用ができる状態なのかということまでは調査には入っておりません。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

いずれにせよ、まだまだ瑞穂市においては、まず空き家問題を解決するためには実態を調査することが必要かと思えます。これは当然自治会、また地域から、また住民の方から直接行政のほうに、所管であられる都市整備部さんのほう、または自治会を所管される総務部さんのほうに御連絡が入るやもしれませんが、いずれにせよ、しっかりと行政が今瑞穂市内にどのような空き家が点在するのかを類型ごとに調査されることがまずは一番重要かと思えます。そんな中で、その空き家の実態を把握する中で、今後転売を計画されておられるというような空き家、また全然管理もされずに、地域周辺の住民の皆さん方に多大な御迷惑をかけていると思われる空き家等の分類をすることが必要かと思えます。

そんな中で、空き家問題は、空き家を有効に活用するというのもその先に出てくることでございますが、空き家バンク制度を実施されている自治体も日本全国に多くございます。これが、まさしく空き家を有効に活用したいと思われておられる、管理を日常的にもされ、また賃貸をしていただける借り主を探してみえるという空き家もあると思えます。このような空き家を、通常なら民間の不動産業者さんがこの仲介または紹介、またはいろんなそういうニーズにお応えされる役割を担っているのが不動産業者でございますが、今この空き家問題とあわせて行政が取り組む一つの制度としては、空き家バンク制度というものがあると思えます。この空き家バンク制度を広く皆様方に周知し、また他市町の方に、このような瑞穂市には空き家がありますよということ、行政が民間不動産会社と連携する中で、また情報を共有する中にこの活用を促すということも大切かと思えます。この空き家バンク制度を取り入れられるような御

予定、また検討されるお考えがあるかをお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 2問目の御質問でございますが、今後の新たな取り組みの中で、県より、今後予定される臨時国会において空き家等対策の推進に関する特別措置法が提出され、成立する見込みとなっているとの説明が、先ほど会議の中でもあったということを知っております。また、この法律が制定されれば、今議員も申された、先ほど私も申し上げました現状の問題点が打破できる条項となっておりますので、待ち遠しく思っております。これにより実態調査がスムーズにいきますので、特に管理不全な状態の空き家等の解消を最優先に実施したいと考えております。

また、議員も言われているバンクのほかに、先ほど河村議員の質問の中で、市長が回答した中で高齢化率19%で、独身世帯イコール、言い方が失礼かも知れませんが、空き家予備軍が1,000世帯あるということがございますので、その対応等を危惧するものでございます。

そして、今御質問の空き家バンクについては、県内では定住促進を目的といたしまして、高山市ほか11市町村が空き家バンクを設置し、空き家の情報提供を行っております。空き家をふやさないために空き家の有効活用を図り、所有者等への情報提供など、予防対策を進める上でも空き家バンクは有効であると考えられますが、実際には登録件数や成約の件数が少なく、十分活用されていないところも見受けられますので、よく検討していきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

ただいま部長のほうから、空き家バンク制度、各市町、この岐阜県内におきましても、空き家バンク制度は先ほどもお話がありましたとおり定住を目的として、要は人口減少、これは瑞穂市も今現在はまだまだ特異な、まれな自治体ということで人口が増加している現状ではございますが、いずれは少子・高齢化というような波の中で人口が減少していくのではないかなというようなことで、部長からも空き家としての予備軍が先ほど1,000世帯ほどあるというような御答弁をいただきました。

そんな中でございます瑞穂市は、ほかのまちとは実情は、まだ今人口が減っているまちではない中でのこの空き家バンク制度をうまく活用する。これは、定住をしていただくことも踏まえてでございますが、多くの若年層の方が転入をされている瑞穂市の現状を考えますと、空き家を老朽した空き家にしないためにも、これ以上地域住民の皆さん方に御迷惑等、または防犯、防災上も大変問題になるような建物にならないためにも、そうなる前の有効活用というためにも、空き家バンク制度を一度真剣に検討させていただきたいと考える次第でございます。

それでは、次に3点目に移らせていただきますが、岐阜市が平成26年4月1日から空き家条

例というものを制定される中で、この空き家問題について真剣に取り組まれておられます。また、この空き家条例は岐阜市だけに限らず、いろんな自治体で取り組んでおられます。

要は、国がどちらかという後手後手に回っている法整備を条例化する中で、各市町がしっかりと前向きに、積極的に取り組んでいるのが空き家条例の制定をする中で問題に対応されていることと考えますが、ちょっと空き家条例について少しだけまたお話をさせていただきますが、空き家の所有者に適正な維持管理を義務づけるとともに、自治体が空き地の所有者に必要な処置を勧告できるなどを規定している。

埼玉県所沢市が、2010年7月に全国で初めて空き家条例を制定し、2010年10月1日に施行された。都道府県としては、和歌山県が2011年7月に初めて制定し、2012年1月1日に施行された。2012年1月に条例を施行した秋田県大仙市では、家屋倒壊のおそれがあり、強風時に危険があるとして所有者へ勧告、処置命令が出され、その後、行政代執行による家屋の解体が行われた。2012年時点で、全国16都道府県の31自治体で制定されているというようなことでございます。

先ほども申し上げましたが、岐阜市も、この26年4月1日に岐阜市空き家等の適正管理に関する条例ということで制定をされております。この空き家条例、瑞穂市においても先ほど部長からの御答弁いただきました所有者の権利というものがある中で行政がかかわる、またそれを是正処置するには限界があるのが今の法律の中であると思います。そんな中で、それをいかに今この地域で、その地区で生活される方の、いろんな権利、日常を暮らされる上でのしっかりしたものとしてしっかりと対応するためにも、この条例というものは必要かと思えます。さまざま条例の内容があると思いますので、瑞穂市の独自の条例を制定していただくことが肝心かと思えますが、これについてどう考えられるかお答えいただきたいと思えます。

○議長（若園五朗君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今議員が言われるとおりでございますが、今後、私どもといたしましては、岐阜県の空き家等対策協議会で策定される対応指針や対応マニュアルを参考にし、また特別措置法の内容をよく検討いたしまして、条例の中に岐阜市の場合も行政代執行の条項等が盛り込まれているところが結構自治体であります。経済的な理由で適正管理ができない所有者が多いため、実際には撤去費用の徴収が困難な場合が多いようですので、そういったことの対策方法もあわせ、先ほど申しました瑞穂市内の調整協議会のほうの中で協力を得ながら、条例の制定を早急の急務と考えておりますのでよろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） いずれにせよ、空き家問題は簡単に解決できるものではないと私も承知しております。そんな中ではございますが、他のまちがやれて瑞穂市でできないということは

ないと思います。先ほど部長からもお話がございました県の中での岐阜県空き家等協議会ですか、こちらのほうでしっかりと協議を重ねていただく中で、瑞穂市で活用できるような施策、または対策、対応策等をしっかりと研究・調査されて、瑞穂市の住民の皆さんが安全に安心して日常生活を送られるような、また活用できる空き家を有効に、市外の方、または市民の皆さんに活用していただけるような条例の空き家バンク等の条例制定、このようなことを検討していただきたいと思います。放置空き家となることを防ぐには、活用できる空き家については積極的な活用を、そうでなくとも管理が不十分にならないように適正管理を促すことが重要であることと思います。

しかし、既に危険な状態となってしまった空き家については除去を促すとともに、所有者不在や緊急を要する場合は、行政も支援しながら除去を進めていく必要があると考えます。早急に瑞穂市の空き家対策の全体像、それには予防、管理不全対策、活用、また除去等を検討すべきであり、まずはどこにどのような空き家があるのか、累計なども参考にし、実態を正確につかむことが大切かと思えます。そして、所有者等に予防、活用や管理の意識を持っていただき、問題が起こらないように促していくことがまずは一番に大切であります。これがまさしく予防であると考えます。

現在、住民から空き家について相談があった場合は、瑞穂市も他市町と同様に、その対応については関係する各課が個々に受け持っておられるのが現状でないかと思えます。まず自治会長さんから地域においての空き家等の問題があれば、総務部のほうにまずは連絡が入るのかなあと思えます。そしてその中で、所管は都市整備部ですよ、国交省のほうの管轄でございますのでというようなことで、都市整備部の弘岡部長のほうにその問題が伝わるのではないかと考えております。危険家屋の指導については、瑞穂市の場合であれば都市整備部、また空き家バンクの制度が今既にあるようなところは企画財政課ですね。また、ごみや悪臭問題等については環境課というようなくあいになっているのが現状かと思えます。

それを今後は、やはり空き家問題がますますふえてくることを考えますと、個別に各所管で対応するのではなく、庁内での一種の統一、問題、課題の共有を図ることが必要になると考えられます。また、具体的な対策ということであれば、庁外の専門機関、例えば必要であれば弁護士さんに相談されたり、建築基準法にかかわるようなことであれば建築士さんに相談される、また不動産業者さんに相談されるというような連携も欠かせなくなるのではないのでしょうか。つまり、空き家バンク等の制度があるところであれば、民間の不動産業者、NPO組織、建築基準法に関することであれば特定行政庁、防災であれば消防署など、また地域の自治会等との連携も大切であると思えます。

いずれにせよ、今後まだまだ人口及び世帯数が、今後瑞穂市においても減少することになれば、空き家問題というものが老朽化した、先ほど申し上げた問題だけではなく、地域の活性化

であったり地域の組織の運営上にも影響を及ぼすことにもつながると思います。そのようなことを考えても後手に回らないような制度の整備、また先ほど冒頭で申し上げた、まずはどこにどのような空き家があるのかという調査をすぐに取りかかっていたいただきたいと思いますが、副市長、どのようにお考えか最後お聞かせください。

○議長（若園五朗君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） お答えをさせていただきます。

以前、清水議員が御質問された折にも、市のほうでやはり実態調査をしますということで、調査をさせていただきました。先ほど都市整備部長から答えたんですけども、空き家調査一覧ということで、一応24年12月20日調査分ということでまとめたのがございます。それが、先ほど申しました40軒でございまして、その中で所有者が亡くなってみえるのが6軒、そして倒壊の可能性があるのが3軒というような実情がございまして、あとは何とか建物があるんだけど、管理はされていないというような状況を、これ自治会のほうからいただいております。そういった案件が現にあるという状況でございますので、これ当時がその数ですから、それより減っているということはないなというふうには思っておるところでございます。

それで議員御指摘のように、条例化について私のほうもそれなりに調べてみますと、まさにインターネットで検索すればさまざま出てきてあるわけでございますが、これ国交省が25年10月1日時点で施行されている条例を調査したのがありまして、270以上の、実際は272ですけど、条例ができておるようでございます。ただ、やっぱりそれぞれの自治体のいわゆる背景とか特性がありまして、この条例が生まれた必然性があるわけですね。これを見てみますと、いわゆる処分等の内容でも勧告、命令、公表、罰則、代執行といったような項目があって、どれかに該当する、あるいは全て該当するというような条例があるわけでございます。その中で、代執行まで設けているのは23条例で、1割以下という数になっております。

ですから、所沢市の条例も拝見をさせていただきますと、まさに所沢市は総合政策部危機管理課防犯対策室が所管しておるわけございまして、そこがインターネットで、なぜできたかという背景も載せておるようでございます。そこら辺を読んでいますと、非常にうちと近い関係にあるなということで、やはりここも所沢も急激に人口増加したようで、40年代半ばから西武線沿線に宅造が進んだということで、人口急増が瑞穂市とよく似ているなということを思っております。ここも40年を経過した家屋が散在しているということで、それに苦慮して、もともとは防犯上の条例をつくるつもりだったんですけども、いわゆる空き家条例を単独でつくったという経緯が載っておるようでございます。

そこで、当市において条例をどのようにつくっていくかということになるわけでございますが、今ほど申しましたように、防犯上の問題とか、生活環境上の問題とか、それからあと火災予防上の問題とか、先ほど議員が御心配された内容がそれぞれやはり課題としてあるわけござ

ざいまして、それぞれ所管している部署が違います。そういったことで、庁舎横断的にプロジェクトチームをつくっております、情報を共有しておるところでございます。現時点は、県並びに国のほうでも法制化されるということでございますので、そういった状況を見ながら条例をつくっていくということになろうかと思えます。

いずれにしても、この瑞穂市においてちょっとニュアンスが違いますのは、人口がふえているけれども、高齢化も進んでいると。それで、先ほどバンクのお話が出ました、いわゆる空き家バンク。空き家バンクをつくっているところは、見ますといわゆる山間地が多いんですね。高山市、関市、中津川、美濃市とかいって、どんどん減っていく。ですから、人口の減少の歯どめをかけるために、市が管理をできるような家屋を仲介して、人口を呼び込もうとしてるわけですね。瑞穂市においては、そういった部分は比較的考慮しなくてもいい。ただ、放置されている空き家について、防犯上、あるいは防火上ということで管理していくことが主眼になるかとは思えます。そういったことを検討しながら、先ほど都市整備部長が申しましたように、所管しておる部長が喫緊に課題として条例をつくと明言をした以上、そちらの方向に向けて進んでいかなきゃならないなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（若園五朗君） 堀市長。

○市長（堀 孝正君） 森議員のほうから空き家対策につきまして、これで3回目ぐらいですか、一般質問いただいております。このことにつきましては、今いろいろる御質問があったところでございます。

私も実は、昼休みに毎日ニュースの9月号を見ておりました、ちょうどこの空き家、全国にどれだけあるかというのが、今いろいろ申し上げましたが、一番新しいニュースで、全国で過去最高の820万戸ということで出されております。この数字はどのように読むかと申しますと、この日本の総住宅の総数は6,063万1,000戸でありまして、それに比べまして総世帯数が5,245万4,800世帯でございます。ですから、その差額が819万6,400戸あると。約820万戸の空き家があるということが今一番新しい、総務省が出ております。本当に、こういった人口も減少してまいります。そういう中で、どんどんこの空き家が出ております。

瑞穂市には、御案内のように40戸というところでございますが、この40戸が利用できるもんか、それとももうだめなもんか、こういったあれも、今ありました空き家バンク等々で調査してというところで、先ほど若井議員の御質問にございました健康推進の関係で、やはりこのそれぞれの団体というか10人とか、何人かのあれで健康づくりをされておると言われて、こういった空き家で使えるものならやはり冷暖房もこの設備されておる、あれもある、こういう使い方、市がお借りして、こういうこともふれあいサロンとかの関係で考えられるんじゃないかなと。そういうことを含めまして使えるかどうか、そこら辺のところをいろんな調査ができると

思います。先ほど御指摘がありました。そういうことも調べまして、この数が知れておりますので、ざっと見ていってもこれは時間のかかるものでございます。そういう調査もさせていただきたいと思っておるところでございます。

先ほど若井議員が、私答えればよかったんですが、市民センターの剣道場に風通しが悪いと。風通しが悪けりゃクーラーつけられんでも、扇風機ぐらいはやはりしなあかんなどということをおわせてここへ出させていただきましたので、そのくらいは考えていきたいなと思っております。

いずれにしても、この空き家対策40戸ですが、これからどんどんふえると思います。そういうことも考えましてしっかりとその取り組みを、そして条例の御指摘もいただいております。全国では、この資料ではもう1,750の市町村の数の中で355市町が制定をしておるようで、そういうのも参考にしながら真剣に考えていきたいなど、このように思っておるところでございます。よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（若園五朗君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

私のほうから最後に御提言、またお願いを申し上げようとしておったことを、市長のほうから御答弁いただきました。私以前にもこの空き家、瑞穂市内に建築、歴史的な建築物等の空き家があれば、文化または教育施設として市民の皆さんに活用していただくような、空き家を活用する取り組みはいかがですかというような御提案をさせていただいたときがあります。

また、ただいまは先ほど若井議員が申された、ますます高齢化社会になっていく上で、高齢者の皆さんが生き生きと健康寿命を長く持っていただくためにも、そのようなふれあいサロン、またはいきいきサロンのような触れ合いの場としての地域にある空き家を活用できるものなら活用して、有効な取り組み、また瑞穂市ならではの政策、条例の制定を今後とも真剣に検討していただくことを切にお願い申し上げ、全ての一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございます。

○議長（若園五朗君） 5番 森治久君の質問を終わります。

個人質問を終わります。

散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時13分